

令和7年

第1回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和7年3月6日

忠岡町議会

令和7年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和7年3月6日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 河野 隆子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員		

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	坂上 佳隆
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼秘書人事課長		町長公室次長兼自治防災課長	
	中定 昭博		南 智樹
税務会計課長（会計管理者）		産業住民部長	新城 正俊
	長谷川太志		
産業住民部次長兼住民人権課長		産業住民部次長兼生活環境課長	
	谷野 彰俊		小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長(北村 孝議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立をいたしております。

議長(北村 孝議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長(北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(北村 孝議員)

柏原事務局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和7年第1回忠岡町議会定例会議事日程(2日目)について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上のおりでございます。

議長(北村 孝議員)

日程第1 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず、初めに、今奈良幸子議員の発言を許します。

2番(今奈良幸子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

今奈良議員。

2番(今奈良幸子議員)

今回の一般質問から、開かれた議会を目指し、本町でも動画配信がスタートいたします。そして、杉原町政にとって2期目初の施政方針となります。1期目では種をまき、2期目では芽を出し、花を咲かせるために必要な栄養を与える大切な時期となります。子どもたちには夢と希望を、お年寄りには安心を、全ての住民、皆様が幸せを実感できるように、「つながる つどう人を育む」まちづくりに向かっていくために重要となる施政方針について質問いたします。

1つ目は、誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に向けてです。

地域住民が抱える課題は、近年、多様化、複雑化、複合化の傾向にあります。そうした狭間のニーズに対応すべく、市町村の任意事業として創設された重層的支援体制整備事業について、本町の考えを伺います。

同事業は、5つの事業を一体的に実施することで、包括的な支援の充実を図るものがあります。本町において、この重層的支援体制整備事業の活用や導入をどのように考えておられるのか。具体的な実施体制を含め、本町の方針をお示してください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しの重層的支援体制整備事業につきましては、現在、本町での体制の構築はできておりませんが、高齢・障害・生活困窮分野につきましては、福祉課において担っておりまして、各担当者が連携しながら、相談業務等の包括的な支援に取り組んでおります。

また、子どもの分野の業務につきましても、相談者の抱える課題を支援する上で、関連する場合がございますので、関連する部署でありますこども課や健康づくり課、また、外部の関係機関や地域住民などと連携を密にしながら支援を行い、問題解決に取り組んでおります。今後も既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら、本町の支援体制を推進してまいります。また、既に重層的支援体制の整備に取り組んでいる他自治体の状況を学ぶことで、人口規模や地域特性など、本町にあった支援の在り方について調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

本町ではこの事業の体制の構築はできておりませんが、相互にチームとして連携を強めながら、支援の在り方について調査研究を行うという答弁でありました。これからは事後的対応ではなく、予防面も含めて、重層的な体制をつくることを目的にしているこの事業を進めていく必要があると感じています。特に、この事業の一つである、地域づくり事業の必要性を感じています。なぜならば、この事業は、予防、早期発見に位置づけられているからでございます。この事業を行う上での課題としては何が挙げられるのか具体的に教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

地域づくりの現状としましては、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などを背景に、社会的孤立や見守りが必要な人の増加、世帯における課題の複合化など、地域の福祉課題が徐々に拡大、複雑化する中、地域の人材不足や個人の価値観の変化による地域のつながりの希薄化により、住民主体による通いの場や地域独自の支え合い活動といった地域資源が少ないことが挙げられます。第4次忠岡町地域福祉計画のアンケートにおきましても、地域での支え合い、見守り活動や、地域ネットワークづくりが必要であるとの結果が出ておりますので、地域福祉の担い手不足の解消や、住民の方々の福祉意識の醸成、支え合うコミュニティづくりに向けた取組が課題であると考えております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

地域資源が少ないことなど幾つかの課題を挙げていただきました。まずは、既存の地域資源の整備、確認、そして地域に不足している資源を特定、開発へとつなげていくことが重要だと考えております。

また、既存の制度の枠内にこだわらず、それぞれの地域の実情や困り事を抱える人の状況を加味した上で、どんな地域にしたいか、どんなサポートがあり得るのかということ、自治体だけではなく、地域住民とともに創造計画し、実現していくプロセス自体が地域づくりであります。分野を問わず主体的に地域づくりに参加してくれるプレイヤーが増え、地域資源が豊かになっていくことを目指せる仕組みづくりをお願いし、2つ目の項目の問1に入ってまいります。

2025年大阪・関西万博の開催まであと38日となりました。この子ども招待事業においては、大阪府忠岡町から入場券が配布されます。子どもたちにとって、世界の最先端技術や異文化交流に直接触れる絶好の機会となり、大きな学びと成長が期待されます。忠岡町立小学校2校と中学校1校における学校単位での参加の現状と、万博子ども招待事業において、学校と教育委員会の連携、支援をどこまで行うのか教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問の、2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業につきましては、両小学校とも春の遠足として、中学校は校外学習として、全学年参加予定の旨を学校長より報告を受けております。行き帰りにつきましても、2025大阪・関西万博への学校単位での招待事業事務局経由での貸切バスの配車も全て完了しているところでございます。

本町からの支援としましては、近年、バス代が高騰していることもあり、保護者のバス代負担額が大幅に増えないよう、町独自の補助金等を検討しているところでございます。引き続き、学校長に大阪府等、関係機関からの情報を提供し、連携に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

学校ともしっかり連携し、保護者負担額の軽減のため、町独自の補助金等を検討してくださっていることが分かりました。

大阪市では、我が国の持続的な成長、発展につなげていく、大阪・関西万博の開催を、未来を担う子どもたちのSDGsに取り組む意欲や可能性を伸ばす機会として、大阪・関西万博に係る学校への啓発及び参加事業を行っております。万博体験を教育に生かしていく方針であるのか、町としての具体的な取組があればお聞かせください

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

今後、子どもたちが最先端の技術で未来や世界を体感し、かけがえのない体験ができる学びの場となるよう、各校が下見等を行った上、計画準備を進めてまいります。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

実地の下見等を行ってから計画準備を進めていくとのお答えでありました。ぜひ、この万博への参加が子どもたちの知的好奇心を刺激し、学びの意欲を高める大きなチャンスとなるよう、学校との連携を深めながら、自己学習や探究学習につなげていけるようお願い

いたします。

続いて問2にまいります。

児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、本町の学校では、毎年スクールソーシャルワーカーSSWや、スクールカウンセラーSCが配置され、未然防止、早期発見、早期解決に取り組まれていると理解しております。加えて、小学校では2020年度、中学校では2021年度から心の健康や精神疾患に関する学習内容が充実するメンタルヘルスリテラシーMHL教育が取り入れられました。このMHL教育において、本町の各学校での具体的な指導体制、成果や課題、今後の方向性をどのように捉えているのか、ご見解をお示しください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、メンタルヘルスリテラシー教育につきましては、現行の学習指導要領において、現代的課題への対応として、心の健康に関する内容の充実が図られました。具体的には、小学5年生の体育、保健領域の不安や悩みへの対処、中学1年生の保健体育、保健分野のストレスへの対処の内容を新たに保健の技能と位置づけ、具体的な対処法を学習することが示されております。

指導体制としましては、担任、教科担任、養護教諭が中心となり、必要があればスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携も図っております。また、児童生徒が相談しやすい体制をつくるとともに、教職員が日頃からアンテナを高くし、定期的にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー連絡会や教職員との情報共有を図り、早期発見、早期解決に努めております。今後も、児童生徒のメンタルリテラシーの向上に努め、児童生徒の不調の早期発見や適切な支援を受ける体制づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

MHL教育においては、向上に努めていくことが分かりました。

生徒指導の充実において、SSWとSCの配置も大切ではありますが、課題の事後的対応の一つになり、誰かの気づきがないと支援につながりません。そこで、個別最適な学び、すなわち児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することが

重要視されている中で、予防的な支援とも言えるポジティブな行動支援の導入を視野に入れてみてはと考えております。本町としての意向を教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのポジティブ行動支援は、教職員や保護者のこんな姿になってほしい、児童生徒のこんな姿になりたいを実現するための枠組みであると認識しております。

学校におきましては、学習の改善や教育計画の立案、不登校の要因や背景の把握、児童生徒の状況を把握して支援計画を立てる等の教育アセスメントを行い、指導支援に努めております。望ましい行動を伸ばしていくためには、児童生徒がお互いに認め合い、教職員によるポジティブなフィードバックが重要であると考えております。今後も1人1台端末を活用する等、個別最適な学びの実現に向け努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

この支援は望ましくない行動を罰則や叱責で減らすのではなく、望ましい行動を称賛や承認で増やし、結果的に望ましくない行動を減らすことです。このような思念とともに、個別最適な学びができる環境づくりをお願いし、問3にまいります。

英語教育では、2020年より小学校3年生が必修化され、今年度も検定受検料補助事業や英語をツールとした体験機会の提供を行うと伺っております。そこで、英語教育の充実施策として、本町が打ち出している具体的な施策の内容を、検定受検料補助による受検者数の推移も含めて教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問の、英語をツールとした体験機会の提供につきましては、外部日本人講師及び外国人講師による町立小学2年生の希望者を対象としたイングリッシュレッスンを年7回実施しております。

英語検定受検料補助につきましては、本町在住の中学生、高校生、専門学校生、大学生を対象に、令和3年度131名、令和4年度112名、令和5年度110名の方に年1回の授業料全額補助をご活用いただいております。

また、外国青年語学指導員、ALTを配置し、小学3、4年生の外国語活動と中学校の英語の授業に補助的に入ることにより、児童生徒が身近に英語に触れる機会を設けております。引き続き、小・中学校における外国語活動、英語教育をより推進してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

毎年100人以上の学生が英語検定を受検していることが分かりました。

施政方針の中に、国際交流事業について、次代を担う子どもたちの国際的なコミュニケーション能力向上の支援の柱に教育委員会も連携しながら交流を図っていくと書かれております。こちら英語教育にもつながってくると考えるため、この事業の現状と今後の方向性についてお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

国際交流事業に関しましては、これまで忠岡町国際交流協会とも連携し、オーストラリアノーザン・ビーチズ支援を、青少年海外派遣受入れ事業をはじめ、KIX泉州国際マラソンへのランナーを受け入れ、英語版忠岡町紹介冊子、災害時用ガイドブックの作成・配布など様々な事業を展開してまいりました。コロナ禍以降、4年間、事業休止が続いておりましたが、昨年、事業の柱である中学生を対象とした青少年海外派遣事業を再開いたしました。受入れ事業につきましては相手方の派遣が整わず、再開のめどは立っていない状況となっております。今後につきましては、近年の状況等も鑑みながら、時代に即した事業を国際交流協会とも連携しながら展開してまいりたいと思っておりますので、よろしくご願いたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

答弁より、現状は分かりました。

英語力はグローバル社会を生きる上で欠かせないスキルです。日常的に英語を使う体験機会の充実や地域の国際交流につながる取組を今後さらに広げていただければと思います。そして、本町のホームページに国際交流協会のページが作成されておりますが、もう少し工夫できるように思いますので、この部分も含めて、行政としての支援をよろしく願いいたします。

次に、3項目めの問1に移ります。

より一層の保育体制の確保、子育て支援の充実のために務めていくとの方針であります。「忠岡町保育士応援給付金」給付の効果も含めて、この2点における考察した内容を教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しの、忠岡町保育士応援給付金についてご説明させていただきます。

事業内容としましては、民間事業者が運営する特定教育保育施設における保育士の確保及び離職防止を図るため、当該施設での勤務開始日以後、2年以内の期間において、雇用している職員に給付金を支給するものでございます。応援給付金の支給金額は、勤務年数に応じて支給区分を設定しており、6か月勤務で3万円、12か月勤務で5万円、18か月勤務で7万円、24か月勤務で10万円をそれぞれ支給いたしまして、2年間の総額としましては25万円の支給となります。これは令和6年度からの新規施策でございまして、令和6年度については3名が支給対象となっております。

応援給付金の効果としましては、この3名を新たに雇用することによりまして、各園における保育士不足に対応するとともに、児童に対しては質の高い教育保育を安定的に提供することができたことから、児童福祉、幼児教育の増進が図られたと考えております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

応援給付金の給付を含めて、児童福祉、幼児教育の増進が図られたことが分かりました。

こども家庭庁の保育政策の新たな方向性では、令和7年度から令和10年度末を見据えて、1、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、2、全てのこどもの育ちと

子育て家庭を支援する取組の推進、3、保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善の三つの柱を軸として挙げられておりますが、この部分においてどのように考えているのかお示してください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しの、こども家庭庁の新たな方向性の中で、本町における取組としましては、議員お示しの2の全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進につきまして、今後さらに進めてまいりたいというふうに考えております。具体的には、こども園に通園している障がい児の支援を強化するため、専門職の活用や児童発達支援センターなどとの連携を図ることで、より高度な専門的支援を受けることができるようになるなど、子育て家庭を支援する取組を進めてまいります。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進に取り組むとの答弁でありました。

どれも大切ではありますが、その中でも、家族支援の充実の部分に注力していただきたいことを要望し、問2に移ります。

出産前後の母子保健事業の充実は、切れ目のない子育て支援を実現する上で欠かすことができません。本町の産前・産後事業の現状、成果、また課題についてどのように分析しているのか、ご答弁をお願いいたします。加えて、子育て支援に関わる人材育成として、子育て支援員研修や居宅訪問型保育研修の開催が望ましいと考えておりますが、本町として開催の必要性をどのように捉え、どのように計画検討されているのかお示してください。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

まず、産前から産後にかけての保健センターの支援をご説明をさせていただきます。

まず、妊娠前のサポートといたしまして、妊娠を希望する女性とその配偶者及び同居者、

妊婦の配偶者及び同居者を対象として、出生児の先天性風疹症候群の発症の防止を図ることを目的として、予防接種費用の一部を助成する事業を行い、また、流産や死産を繰り返す不育症治療費の助成事業を行っております。

妊娠期については、母子手帳の交付時に妊婦健康診査費用の助成、マタニティ歯科検診のクーポン券の交付や、出産応援ギフトを支給するとともに、搬送型相談支援として、面談家庭を訪問するなどし、出産に向けてのサポートを行っております。この時期の教室といたしまして、妊娠中の体のことや出産・育児のことを知るためのマタニティクラブを実施し、妊婦さん同士の情報交換の場としても機能しております。

産後のサポートといたしまして、産婦健康診査、新生児聴覚検査費用助成、子育て応援ギフトの支給と並行して、新生児訪問、すこやか訪問をはじめとして各種事業を行っております。

事業の概要といたしましては、離乳食教室としてのもぐもぐキッチン、ベビーマッサージ教室としてのベビマクラブぴよぴよ・すくすくを実施。また、毎月第四金曜日には赤ちゃんの身長・体重測定日として保健センターを開放し、保健師等が常駐して、身長・体重を量り、保護者と一緒に子どもの成長を見守るとともに、遊びスペースにて、子どもと遊びながら保健師等が保護者からの悩み事を聞いたり、また、保護者同士のコミュニティづくりのための場として利用していただくこと。健康づくり課としては、気軽に相談ができ、気軽にお越しいただける保健センターであることを日頃より努めているところでございます。

そのほかにも、産後ケア事業といたしまして、宿泊型、通所型、訪問型の支援を行い、お母さんの負担と不安の低減を図っております。

産後・幼児期といたしましては、生後1か月児及び生後9から10か月児を対象として、乳児一般健康診査、1歳7、8か月児健康診査、2歳6、7か月児の歯科健康診査、3歳6、7か月児の健康診断の実施のほか、保護者からの様々なお困り事や互いに寄り添うべく、保健師や助産師等が自宅を訪問して、切れ目のない支援を行っております。健康づくり課で行う事業は、目に見えて成果の分かるものではなく、日々継続して母性の尊重と乳幼児の健康の保持増進を図り、実施をするものでございます。出生、その減少に伴い、参加者が集まりにくい等の現状がございますが、引き続き、母子保健の推進に進めてまいります。

次に、研修についてでございますが、子育て支援に係る人材育成としての各種研修についての必要性は大切なことであると捉えております。しかしながら、近年、子育て支援に係る人材の確保はますます困難となっております。そのため、育児経験や職場経験など多様な経験を有し、子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する人材を養成することが重要となっていることから、大阪府は各市町村からの委託を受け、合同の研修会を実施しているところでございます。本町におきましても、令

和5年度に一度授業を受講しております。今後につきましても、本研修会の周知を広く住民皆様にするに当たり、一定の基準を設けるなど、受講に向けての整備を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

産前・産後のケアの充実においては、多くの事業をされておりますが、マタニティクラブの在り方について疑問に感じております。現在働かれていますの方々が増える中、参加することが難しいため、不安をネットの情報を調べてしのいでいる資料を見つけました。参加できない方にも、このマタニティクラブの開催の目的達成に少しでも近づけられるような施策を考えていただきたいです。

また、研修においては、大阪府に委託し行っているとのことですが、その情報を見つけることができませんでしたので、開催の周知をよろしくお願いいたします。

産後ケア事業においては、アウトリーチ訪問型がありますが、こちらにおいては2時間以内となっており、時間が足りないのではないのでしょうか。現在、大人になるまでにお米の炊き方を知らず、社会人になってから自炊をした際に、洗剤でお米を洗っている方がいたことを知り、一日の生活の流れを一緒に伴走できる支援体制の強化が求められるように感じました。朝から夕方まで支援できる体制づくりをするお考えはありますでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

現在、本町が実施しております産後ケア事業のアウトリーチ訪問型につきましては、2時間以内の利用を想定しております。現在のところ、産後ケア事業として、この訪問時間の延長は検討しておりませんが、健康づくり課には保健師や助産師、管理栄養士がおり、専門職が連携をしながら、妊娠期から出産後の母子の困り事などに丁寧に対応すべく、日頃から小まめに訪問に出向き、母子のサポートに尽力しております。これは大きな市町村ではなし得ない本町独自の支援でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

時間延長はないとの答弁ではありましたが、この事業においては、親子に寄り添っている施策だと感じております。ですが、令和6年事務報告においては、件数がゼロとなっておりますので、その要因なども調査し、国の母子保健対策関係予算概要も注視しながら今後の方向性を考えていただけたらと思います。

続いて、3項目めの最後である問3に移ります。

令和6年8月1日よりWeb版サービスが開始された、ただおか子育てナビアプリは、町内子育て世帯の情報発信や母子健康手帳の記録などの活用が期待されます。現時点での利用者数や利用者からの反響、運営上の課題、そして今後の方針について具体的にご説明ください。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

ただおか子育てナビは、ホームページでの周知はもちろんのこと、母子手帳の交付時にチラシを手渡して声かけを行ったり、窓口配布をするなどして、広く周知を実施しております。令和7年2月27日現在の登録件数は148件となっております。業者の反響といたしましては、便利と感じていただいている方が多数である一方で、アプリの使用を始めたときの遡っての入力が面倒などのご意見を頂戴しております。運営上の課題といたしましては、ユーザー数が急激に増えるようなサービスではないため、質が求められるものであると感じております。

このアプリは8月の提供開始以降、主に健康づくり課とこども課の各事業や申込み周知等にて活用してまいりましたが、子ども・子育て世代への発信ツールとしては活用し切れていない現状がございますので、今後の方針といたしましては、子ども・子育て世代に係る全町的なイベント行事等においても、アプリを活用できるような体制整備を図ってまいりたいと考えております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

子育て世代への発信ツールとして活用し切れてないことをご理解いただいておりますので、その部分においてもさらなる活用をお願いいたします。

今回、アプリがどのようなものか実際に使用する中で、ある気づきがありました。それは、子育てガイドブックの有無において、アプリでは見つけられず、Web版で発見し、現在情報があふれている中、必要な情報にたどり着く方法が分からない、情報が埋もれているのではないかとことです。そのために、マニュアルの作成など、どこにどの情報があるのか分かるような対策を要望します。

本町ではすこやかガイドブックがあり、このアプリにもPDFとして掲載されております。他市での子育てガイドブックに準ずるものだと思っておりますが、そのブラッシュアップと同会派の尾崎議員もが必要であると訴えておりますサポートブックの活用にもつながることができると思いますが、その点いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

時期方法は未定でございますが、すこやかガイドブックのブラッシュアップにつきましては、また、私どもその必要性を感じているところでございますので、近隣市町の調査を進めてまいります。

また、すこやかガイドブックからサポートブックの活用へとつなげることにつきましても、すこやかガイドブック担当課である健康づくり課とサポートブックの担当課であるこども課で協議をしながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

両者ともによりよい方向に向いていただきますようお願いし、4項目めの問1に移ります。

日本一小さなまちという特徴を生かし、地域の絆をさらに広めていくことが、町への愛着や住民同士の助け合いにつながると考えております。しかし近年、自治会や町会への加入率の減少、若年層の地域活動離れなどが顕在化し、コミュニティの弱体化を懸念する声も聞かれます。このような状況の中、自治振興協議会との連携を含め、町民と協働してまちづくりを進める上で直面している課題は何か。また、その解決に向けた具体的な取組策をお示してください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

自治体は現在も地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしておりますが、全国的にも加入率の低下や担い手不足が課題となっております。先ほど議員も言われておりましたが、町への愛着を持っていただくことが、自治会への加入促進や地域コミュニティへの形成につながるものと考えております。ただ、具体的な取組につきましては、現在のところ持ち合わせていないところでありますので、よろしく申し上げます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

課題はあるものの、具体的な取組は現在持ち合わせていないという答弁でありました。

1つ目の項目でもお伝えしておりますが、コミュニティの形成である地域まちづくりが大切であると考えております。その中で、総務省が形成及び持続的な運営に向けた取組を行っております地域運営組織というものがあります。これは地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織です。地域運営組織の形成に当たっては、組織の形成前に、地域における課題は何なのか、今後どのような課題が起こり得るのか、それらの問題の解決に向けてどのような取組が重要となるのか等について、地域住民が主体的に検討、共有し、課題解決のためにふさわしい取組体制を形成することが求められるため、地域づくりワークショップが有効だと挙げられております。まずは、地域づくりワークショップを開催してみたいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

忠岡町にお住まいの方々がお互いに助け合い、課題を見つけ、解決し、住みよいまちとしていくためには、より活発な町民活動を行い、町民協働による取組を充実していくことが必要であると認識しております。多様な人々に関わるための仕組みづくりとして、地域づくりワークショップを開催してはどうかとのご質問でございますが、開催については、行政主導ではなく、住民が忠岡町に愛着を持っていただき、自分たちが地域の課題解決に向け、主体的になって進めていく必要があると考えております。現在、具体的に後押しする仕組みはございませんが、今後先進事例なども含め、調査研究を行ってまいりたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

町民が主体的に動き、行政が協力する協働のまちづくりを進めていくことができる仕組みづくりを要望し、問2の災害時の対応についてお尋ねいたします。

ある学びの中で住民サービスの提供だけでは人は育たない、出番、役割をつくること、機会の提供が必要になってくること、また、災害時には公助ありきで動くのではなく、自助・共助の力をつけていくことが大切であることを再認識いたしました。本町には自主防災組織があります。この組織との連携はどのように行っているのか教えてください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南公室次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

行政と各地域における自主防災組織との連携ということでございますが、議員ご指摘のとおり、災害に強いまちづくりを目指すためには、自助・共助・公助の役割を十分ご理解いただき、地域での自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るの基本理念を踏まえ、住民自らの意思で行動し、地域で災害に備える自主的な組織づくりなど、防災意識を高めてもらうことが重要であると考えてございます。

本町といたしましても、引き続き防災講演会や地域での防災訓練をはじめとする機会に、防災知識や地域防災力の向上に努めるとともに、現在、避難行動要支援者の個別避難計画作成に向け、各関係部局と連携、協力し取り組んでいることから、地域における自主防災組織等とも情報を共有させていただき、行政と自主防災組織との緊密な連携を図り、災害時における防災活動の支援体制の構築に向け取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

緊密な連携を図り、災害時における防災活動の支援体制の構築に向けて取り組んでいたことが分かりました。

地域の方と地域で備えておく必要のあるものを考えていたときに、忠岡町の避難所、本町が災害時に備えてあるものが分かっていると最重要なものが分かるのではないかという話になりました。ホームページで調べてみると、令和3年3月に修正した忠岡町地域防災計画の資料編と、毎年作られる事務報告書には載っておりますが、全てすぐに調べて分かる状態ではありませんでした。千葉市のように、避難所共通備蓄品一覧というページを作成している自治体も存在しております。まず初めに、自主防災組織のリーダー的存在の方々には情報共有をしっかりと行ってほしいと考えておりますが、その点いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南公室次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議員ご指摘のとおり、忠岡町地域防災計画の資料編や事務報告書において、本町の備蓄状況を現在公表しております。今般、政府は令和7年2月14日、災害対策基本法等の一部を改正する法律案を閣議決定を行い、地方自治体に保存食や簡易トイレといった災害用物資の備蓄状況の公表の義務づけがなされることとなりますので、法の趣旨を十分鑑み、改めて備蓄状況の情報共有の強化に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

他市では防災サロンの開催や、子育てファミリーのための防災ハンドブックなども作成されているところもあるので、自助・共助が身につくような仕組みづくり、情報共有の強化に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

最後の項目の問1にまいります。

本年度の施政方針において、歯科検診の実施によるライフコースに沿った歯と口の健康づくりや、若い世代の健康意識の向上が示されておりました。そこで、こうした健康づくり施策を具体的にどのように進めているのか、また、若者をはじめとする町民の健康意識を高めるための新たな企画や取組があればお示してください。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

本町の歯科検診は20歳から75歳未満の住民を対象に、歯周病の予防と歯と口の健康づくりのために、町内歯科医院の先生方のご協力をいただき実施をしております。内容としまして、歯周疾患検査、口腔パノラマ撮影、歯磨き指導を行っており、65歳以上の方には飲みこみの状態についてもお伺いをしております。健康日本21において、歯の健康に関しては、虫歯や歯周病に代表される歯科疾患は、その発病進行により、欠損や障害が蓄積し、その結果として歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障をきたし、ひいては全身の健康に影響を与えるものとされております。また、歯より口腔の健康を保つことは、単に食物をそしゃくするという点からではなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となるものであります。本町が行う歯科検診の受診率は、令和5年度3.59%、令和6年度3.77%と増加傾向にありますが、引き続き受診勧奨に努めるとともに、歯の健康に関する新たな事業を検討、推進をしております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

今の状態を知るための検診受診勧奨も大切ではありますが、予防的な取組が必要ではないでしょうか。本町ではウオークラリーやマラソンなどのイベントはございますが、人と触れ合いながら多くの方が参加できるスポーツイベント的なものはないように思います。スポGOMIやスポーツフェスティバルのように、子どもから大人まで楽しめて人ともつながる事業がよいと考えておりますが、その点いかがでしょうか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議員ご指摘のスポーツイベントといたしましては、本町では町民体育大会、ただおかマラソン、ただおかウオークなどが該当するかと思います。住民が気楽に楽しく参加できるスポーツイベントの拡充につきましても、既存イベントの改善など、様々な可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

前向きな検討よろしくをお願いいたします。

最後の問3の質問に参ります。

2025年3月4日、本町のホームページで、詐欺グループからの不審な電話が発生していますというページが作成されており、この点について問題視する必要があると感じております。具体的に、高齢者などを狙った犯罪の未然防止や、啓発策として専門医の配置の状況を含めてどのような施策を行っているのか、行っていくのかご答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

時間参っておりますので、答弁をもって質問を終結します。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

消費生活専門部局からご答弁させていただきます。

近年の消費者問題は、SNSの普及により複雑化しており、特にSNS広告経由の定期購入トラブル、海外事業者から購入した際の偽物、粗悪品トラブルは、本町への相談件数も増加しております。この問題は、特にスマホなどの操作に不慣れである高齢者からの相談が多く、消費生活相談窓口としても、相談を受け付けるだけでなく、トラブルに巻き込まれることのないようにするための啓発活動が重要であると考えております。

啓発活動につきましては、消費者月間である毎年5月にシビックセンター1階ロビーにおいて、消費者トラブルの事例掲示や啓発物品配布等を行っております。また、高齢者などに特化したもので申し上げますと、社会福祉協議会にお願いをし、ふれあい大会の出張相談ブースの出展等、民生委員の方に向けた消費啓発講座の開催を行っております。

次年度につきましても、今年度行った啓発活動を続けるとともに、高齢者の防犯対策といたしまして、防犯担当部局と連携した防犯委員への事例の共有や、介護予防教室などに来られた高齢者に対する消費啓発活動を考えており、高齢者等が消費トラブルに巻き込まれないような取組を引き続き実施してまいります。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

日本共産党、二家本英生です。質問通告に従い、これより一般質問を行います。

まず最初の質問、万博招待事業について質問いたします。

先ほど今奈良議員のほうからも、万博の招待事業については質問がありました。私のほうからは、子どもの安全を守るという意味合いで質問をさせていただきたいと思います。

4月13日から大阪・関西万博が開催されます。万博会場の夢洲は、もともと廃棄物最終処分場としゅんせつ土砂などの埋立地であり、有毒ガス物質が発生しやすい場所です。そんな中、昨年3月28日には、メタンガス爆発事故が発生しました。現在は、その対策として、ガス抜きを行っていますが、開催日より、毎日ガスの濃度を報告しなければいけないような場所です。そんな中での学校単位での万博招待事業ですが、大阪府内でも見合わせる自治体や学校も出てきております。見送りをした自治体は、理由として、集団からはぐれた児童生徒の対応、昼食場所の確保が難しい、待機場所での熱中症対策などの理由を挙げています。また、ある自治体では、学校単位で検討し、低学年を中心に招待事業を見送っています。その結果、昨年5月の時点では、府内1,841校の約88万人であった参加予定者が、今年の1月15日現在では1,388校、約58万人まで減少しています。

忠岡町では、学校単位での万博招待事業については、過去の一般質問でも学校長の判断ということで答弁しています。先ほどの今奈良議員の質問の中でも、忠岡町の小・中学校は参加するという話を伺いました。そこで再確認をしたいと思います。

学校長の判断ということは、そこに町長や町の教育委員会、大阪府教育長より学校長の判断に影響を与えるようなことは決してないとは思いますが、再確認のためお伺いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

校外学習や遠足等、教育課程の編成につきましては、学校長の判断となります。遠足集団宿泊的行事につきましては、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や、公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる貴重な教育活動であります。子どもたちが最先端の技術で未来の世界を体感し、かけがえの

ない体験ができる学びとなるよう、各校が下見等を行った上、計画、準備を進めてまいります。ご理解のほどお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

この先ほどの答弁でも確認が取れました。あくまでも学校長の判断ということであり、忠岡町も参加を表明していますけども、下見をした段階で判断するというか、下見をするということで、安全性を確保するという理解はしています。ただ、下見の件です。十分な下見がまだできておりません。4月になってからじゃないと万博会場は下見ができないことになっています。その中で、リスクの多い場所への学校行事への参加は、引率する教員の負担があまりにも大きいのではないのでしょうか。

また、保護者からの声も重要であります。幾ら万博が教育的意義があるといっても、子どもの安全を第一に考えることが教員や保護者の思いであります。そういったことを踏まえると、参加しないことも検討しなければならないはずですが、また、部分的な中止も考えないといけないと思います。

先ほども申し上げたとおり、低学年を参加を見合わせる学校もあります。学校側が下見をして検討した結果、参加は厳しいという判断をした場合は、それを尊重し中止ということになるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほども申し上げましたが、校外学習や遠足等、教育課程の編成につきましては、学校長の判断となりますので、ご理解のほどお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

あくまで学校長の判断ということで、まだ下見もできてない状況の中で、忠岡町は参加する、そういった表明をしていくのはちょっと筋違いかな、順番が逆なのではないかなと思いました。

それでは、次の質問に移ります。

先ほども述べたとおり、万博会場の危険性、そして子どもの安全を第一に考えた場合、参加を希望しない児童生徒や、また保護者のほうから参加させたくないとの申出があった場合に、忠岡町はどのような対応を示されるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

従来 of 校外学習や遠足におきましても、体調等の理由で欠席される場合もございます。なお、当日欠席等で参加できなかった児童生徒には、後日入場できるプロモーションコードを発券予定と聞いております。よろしくをお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

通常の学校行事と同様に、欠席した場合は欠席扱いということで、そういう話でした。ただ、やっぱり単純に今回の万博に関しては単純に欠席扱いにせず、例えば出席日数の数を減じるなどの対応をも検討していただきたいと思います。そういうことを要望して、次の質問に移ります。

続いての質問は、小・中学校体育館への空調設備の設置について質問いたします。

施政方針で、小・中学校の体育館に空調整備について、着実に整備を進めるとあり、昨年の議会でも2025年夏に整備予定と答弁がありました。小・中学校体育館の空調整備については、地球温暖化により、近年では5月から10月ぐらいまで30度を超える日が続くため、子どもたちをその猛暑から避けるため、また、災害時の避難場所として、公共施設の少ない忠岡町にとっては、避難場所として大きな役割を果たすものだと期待していました。しかし、令和7年度の当初予算には空調整備予算が計上されていませんでした。忠岡町に問い合わせたところ、当初予定だった今年の夏には間に合わないことが分かりました。できる限り早い設置が望まれます。当初の予定どおり、夏休み期間を利用して設置を要望しますが、忠岡町の見解をお示しく下さい。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

令和7年の空調整備に向け、令和6年度においては実施設計を行っている状況であり、令和6年度当初は財源において、緊急防災・減災事業債を活用して事業を実施する予定で進んでいる状況下において、令和6年末に空調設備臨時特例交付金が創設されました。この補助金は、工事費の上限額7,000万円で、補助率2分の1で、補助以外の部分につきましては、起債が100%充当され、元利償還金に対し交付税措置が50%という大変有利なものでございます。この補助金の使用を検討するに当たり、工事額及び工事内容を精査する必要があり、当初予算の計上を見送ったものでございます。施政方針で示させていただいてるとおり、着実に整備を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

理由は分かりました。特別交付金が作られ、それが忠岡町にとっては有利ということで、その設計し直しということで夏にはつかないということが分かりました。しかし、災害はいつ発生するか分かりません。また、夏の暑さも年々と厳しいものとなっています。新しい交付金を活用した場合、設計の見直しも含めて、2025年度中に整備可能なんでしょうか、答弁をお願いいたします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

少しでも早く工事が実施できる方法を模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

少しでもというところがすごい強調されて言われてたので、できるだけ早い設置を目指していただきたいと思います。この質問を終了いたします。

続いての質問に移ります。

忠岡町が誘致して進めている産廃焼却施設について質問いたします。

忠岡町が公民連携で進めている産廃焼却施設建設計画は、以前の一般質問で、国の環境基準を守るとは言ってるが、安全かどうかはという言及はありませんでした。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定と忠岡町は答弁しています。このことを踏まえると、クリーンセンターがある当時よりも環境の悪化をさせてはならないはずであります。しかし、忠岡町は環境を悪化させない根拠を示していない中、計画は進んでいます。そこで、最初の質問になります。

新施設が稼働した際、以前のクリーンセンターが稼働していたときよりも環境基準物質の濃度、総量は少なくなるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

環境基本法は、環境の計画の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、そして、国際的協調による地球環境保全の推進が基本理念として示されています。

また、環境省のホームページには、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい基準として、終局的に大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準であり、環境基準は維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものであると記されております。

ご質問の要旨で触れられている、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定と町が答弁したという点につきましては、過去の議会答弁中におきまして、ただいまの環境省ホームページにおける環境基準についての説明文を引用したものでございます。

先ほどの議員のご説明では、町が独自で環境基準を定めるとの誤解を招くおそれがございますので、当時の答弁の趣旨について改めて述べさせていただきました。

さて、新施設が稼働した際、以前のクリーンセンターが稼働していたときよりも環境基

準物質の濃度、総量は少なくなるのかとのことですが、現在、事業者では施設設計を進めており、環境アセスメント手続においては、環境基準やそれに基づく各種法令を遵守することは当然として、あらかじめ周辺の環境に与える影響を予測、評価し、事業を行うことによる環境の影響をできるだけ少なくするための措置等を定めるなど、法令に基づく手続を踏みながら、環境保全に配慮して事業を進めていくものでございます。

新施設が稼働した際の環境基準物質の濃度、送料等に関しましては、一定、施設設計が進んだ段階でないとシミュレートできない内容となることから、現時点では答弁は控えさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

現時点で施設設計が進んでいないということで、シミュレートができないという答弁でしたが、それだったら忠岡町が事前に調査すればよかったのではないのでしょうか。計画というものは、そういった根拠を基に進めていくものではないのでしょうか。シミュレートができない状況であれば、計画は一時止めるべきではありませんか。じゃあそれでは、いつになったら排出濃度、排出総量等が分かってくるのでしょうか、お示してください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

それらの数値シミュレーションに関しましては、施設設計と並行して実施される環境アセスメントにおいて明らかになっていくと考えているところでございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

その環境アセスメントです。環境アセスメントで明らかになってくるといっても、まだ当然先の話です。それまでの間、住民には根拠を示さないまま進めていくということが納得ができないんです。先ほども申し上げましたが、計画を進めるためには何かしらの根拠が必要です。それを示されないのであれば、住民の理解を得ることができません。そういった中で続いての質問に移ります。

広報ただおかで今年1月からエコレポという環境に関わる記事の連載が始まっております。忠岡町が今後の廃棄物減量に向けての取組について、住民への周知を行うために始まりました。1月号は公民連携によるごみ処理について、2月号が廃棄物減量への取組、3月号は地球温暖化の問題が記事になっています。忠岡町が公民連携とし、事業者とともに進めている産廃焼却施設の情報については、広報ただおか1月号のみで、同一その中でどういったごみを受け入れるか、施設の大きさなど、詳細については触れられていません。その中で安心という文字が掲載しています。何をもって忠岡町は安心の根拠としているのかお示してください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどの答弁とも重複いたしますが、本事業は環境アセスメントの対象事業となっております。

環境アセスメントにおきましては、事業の実施により環境の状況がどのように変化するかについて、コンピュータ等で数値計算を行い、その結果に基づき、環境保全対策を位置づけることとなります。また、事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するための事後調査の方法についても検討を行うこととなります。一連の環境アセスメント手続においては、住民参加の機会が設けられていることはもちろん、評価の内容につきましては、関係市町村をはじめ、外部有識者から成る大阪府の審査会のチェックも受けることとなります。ご指摘の広報誌面では、こうした手続を経て事業が行われていくことをご説明させていただいた上で、当然として、環境基準を遵守して事業が進められることについて安心と記載させていただいたものでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

環境アセスメントの際は、住民が参加して意見を述べる機会もあり、関係市町村や大阪府の審査会のチェックを受けることになる。そして当然、環境基準を遵守するから安心ということですが、要は、現時点の安心の根拠ではなく、これから数年先に行われる環境アセスメントでしか安心の根拠が示されないこととなります。それなのに、現時点で安心として住民に周知することはできないのではないのでしょうか。その辺りを踏まえて次の質問に移ります。

先ほどより、安心として広報などで周知するなら、産廃焼却施設の稼働後、施設ができたことにより施設から出される排ガスや運搬車両増加による排ガスによる健康被害も念頭に置く必要があります。仮に将来、今回の産廃焼却施設稼働による健康被害が発生しても、それを公害として認定するのは時間がかかります。日本最大の公害であった四日市ぜんそくの例を挙げると、ぜんそくなどの症状が増え出したのは1959年とされています。その後も同様の症状が増え続け、四日市市は1965年に公害病と認め、治療費を補償していた例があります。四日市ぜんそくの例をとっても6年かかっています。その間、発症した人は大変な負担を強いられたと思います。過去の経験を生かすため、忠岡町でも補償について検討を置く必要があるのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

現時点での科学的知見に基づく環境基準や各種法令での規制値が定められておりますので、その数値を遵守するだけでなく、それを上回る目標値の設定や、適正な施設運営が行われているかなどのモニタリングを実施し、事業を進めてまいりますので、健康被害による補償については想定していないところでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

環境基準を上回る基準を設定するというのは以前の答弁でも聞いています。それでも、焼却によってどういった物質が発生するかは、稼働してみないと分かりません。忠岡町の土地を貸し出し、そこに産業廃棄物焼却施設を建設させるのであれば、忠岡町にも誘致した責任は発生します。当然、リスク分担の中にもそういった取決めがされると思います。その辺りを踏まえると、やはり忠岡町にも責任は発生すると思います。再度、補償についてどうお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどと同じ答弁になりますが、最新の技術と設備をもって新施設が建設されることと

なり、今まで同様に、各種基準が満たされることはもちろん、それを上回る目標値の設定の下、施設運営が行われます。また、適正な施設運営が行われているかなどのモニタリングも実施し、事業を進めてまいりますので、健康被害による補償については想定しないところでございます。よろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

あくまで健康被害については想定をしていないということでありました。しかしやはり、恐らく今回産業廃棄物の焼却施設、220トンのロットが来ます。ごみの焼却量が10倍になります。濃度については環境基準を守っていくからということですがそれほど変わらないんですけども、総量については間違いなく増えることが予想されます。そういった中で、少なからずとも忠岡町の環境が悪化するということが考えられます。このような住民生活に関わるような計画は、十分な根拠を示した上で、住民に理解をしてもらってから進めるべきものであります。今進んでいる計画は、事業者が中心となり進んでいる事業であり、忠岡町はその成果物を持っている状況であります。それでは、住民の説明、情報提供が不足していると思われるかもしれませんが、よって、産廃問題については、引き続き中止を求め続け、質問を終わります。

続いての質問に移ります。

4つ目の質問で、障がい者・障がい児施策について質問いたします。

施政方針では、障がい者・障がい児福祉については、策定している計画に基づき推進するとありますが、成果目標に対し、未達成の項目も見られます。障がい者・障がい児施策について問うていきたいと思っております。

厚生労働省の2022年の調査では、身体・知的・精神障害を持った人が推計1,164万6,000人で、全人口の9.3%を占めています。特に知的障害については、2016年の調査では108万2,000人であったのが、今回の調査では126万8,000人と17.1%の伸びとなっています。これは知的障害に対する認知度も高くなっており、療育手帳を取得する人も増加してきています。当然、療育サービスの量についても年々増えてきています。そのような中、児童発達支援を行う場所として、地域における中核的存在になる児童発達支援センターと身近な療育を提供する児童発達支援事業者があります。共に地域の児童発達支援の重要な場所であるのは確かですが、忠岡町内には児童発達支援事業所はありますが、児童発達支援センターは未設置となっています。忠岡町の第3次障がい児福祉計画では、児童発達支援センターの設置を、圏域も含めて令和8年度末までに設置する計画となっています。児童発達支援センターの設置については、平成30

年度の第1期から計画されています。今までの経過についてお聞かせください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

児童発達支援センターの設置につきましては、忠岡町の単独設置ではなく、近隣市との広域連携という方向で進めておりましたが、結果的に現状においても未達成が続く状況となっております。議員お示しのとおり、令和6年3月に策定した忠岡町障がい福祉計画第7期、障がい児福祉計画第3期では、令和8年度末までに市町村または圏域に1か所以上設置することを基本とすると定めておりますが、町長の2期目の公約においても、障がい児療育支援の充実を掲げていることから、引き続き、計画達成に向け取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今までの経過については分かりました。

センターの設置については、まずは場所の確保、そして人材の確保、そして予算の確保と様々な問題を抱えているものを理解しています。ただ、療育が必要な児童が増加する中で、センターの設置に向けて前に進めていかなければいけない案件であります。令和8年度末設置に向けて、忠岡町はどのような計画を予定しているか、担当部長よりお示してください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおり、様々な課題がございます。そういった部分も含めて、今後、引き続き検討しながら、できるだけ早い時期に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

これはやっぱり障がい児を持った親の切実な願いであります。このセンター設置については、私だけではなく、ほかの議員からも設置に向けて早急な対応を求めているところがあります。計画に上げているが実施されないという状況は、やっぱり設置を願っている人にとっては大変重要なことになってきます。できる限り早く計画を進めていただくように要望いたします。

次の質問に移ります。

就学後の障がい児の療育について質問いたします。

子どもが小学校に就学した後の発達支援事業ですが、主に放課後等デイサービスがあります。放課後等デイサービスは2024年度に改定があり、五つの領域全てを含めた支援の提供が必要となりました。この五つの領域とは、一つ、健康・生活、二つ、運動・感覚について、三つ、認知・行動について、四つ、言語・コミュニケーションについて、五つ目、人間関係・社会性、この五つになります。この五つの領域を網羅するために、様々な療育プログラムが組まれています。その中には、言語聴覚士による訓練、作業療法士による訓練を受けられる事業所も多くなってきました。しかし、そうした訓練については、専門の資格が必要なため、放課後等デイサービスでそのような訓練が常に受けられる状況ではありません。また、知的障がい児の増加により、どうしても就学前の児童に訓練が偏りがちになります。就学前には継続的に受けられた訓練が就学後には少なくなるのは、本人の成長の促進を止めてしまうことになりかねません。就学後でも、少しでも訓練の継続はできるようにするためには、町内でもっと訓練ができる場所が増えればとても助かります。忠岡町として継続的な訓練ができる場所の確保をしていただきたいですが、いかがでしょうか。また、町外で療育を受ける場合、公共交通機関を使用する方に対して、必要に応じて交通費の助成を行い、療育に対しての負担を少しでも軽減できるような助成を設置してもらいたいのですが、いかがでしょうか。2点お伺いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

放課後等デイサービスは、6歳から18歳までの障害がある就学児童を対象とした学童のような施設であり、放課後や長期休暇の子どもの養育を行う居場所として活用されているケースが多く、需要の高さから民間企業も参入するなど、競合施設が多く、生徒確保に苦慮しているとの報告もございます。そのような状況下において、各事業所は、子どもの特性や個性に合わせたプログラム、学校の事業に役立つ学習支援プログラム、体の動かし

方や健康を保つプログラム、人の気持ちを理解する個別プログラム、自立支援プログラム、コミュニケーションを養う集団教育プログラムなど、事業所自身が特色を持たなければ生き残れない状況となっております。議員仰せの言語訓練、作業訓練ができる場所の設置につきましては、現時点では考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、町外で療育を受ける場合、必要に応じて交通費の助成をということでございますが、対象者の把握などが困難であるため、助成されている他の自治体があるのかどうかも含め調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

まず1点目について、庁舎内の訓練については忠岡町では考えていないとのことですが、やっぱり当然町内の事業所も、もう今ある程度の療育については確保はしていただいております。ただ、やっぱりそれでも、特に就学後、放課後、小学校以上の方はなかなかそういった訓練が後回しになってしまうという事例がたくさんあります。やっぱりそういった方々に寄り添った訓練等も忠岡町をはじめ、忠岡町内にいる事業者にもっとできるように啓発をかけていただきたいというのがまず一つ。

あと、2点目については、どうしても忠岡町内で療育が受けられない、そういった方が移動するのはかなり遠くに行って療育することもあります。その点についても、やはり少しでもその療育について負担軽減をすることによって、療育を受けれるような体制づくりをして、子どもたちの成長を促進させる、そういった取組が必要になってくるので、引き続き、こちらについては調査研究していただき、可能であれば助成を出していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続いての質問に移ります。

最後は、就労についての質問になります。

私は一昨日、高等支援学校の卒業式に参列してきました。卒業証書を受け取り、これから社会に巣立っていく姿を見ると、大変たくましく思い、また同時に、地域全体で支えることの重要性を改めて感じました。18歳を超えると特別支援学校等の支援がなくなり、新たな居場所づくりが必要となってきます。企業で働く人、就労支援学校に通う人、作業所に通う人など様々であります。その中で、忠岡町内には就労継続支援B型の事業所、こちらのほうは増えてきていますが、一般雇用の障がい者枠や、就労継続支援A型の受入れをする事業者が町内に増えることが本来望ましいところであり、忠岡町は、町内の事業者に対し、在住者正規雇用支援補助金制度というものがありますが、これについての過

去3年間の実績を教えてください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

障がい者雇用の促進については、町内の事業者に対して、在住者正規雇用事業者支援補助金制度により、障害者手帳を有する新規正規雇用者1名につき8万円の補助金を交付を実施しておりますが、残念ながら過去3年間、本補助金を交付した実績はございません。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

そういった障がい者を雇用しやすいような補助金があるにもかかわらず、交付実績がないということでありました。この対象者が少ないとはいえ、町内の事業者に対して障がい者雇用の周知ができていないからではないでしょうか。障がい者雇用については、忠岡町の補助金だけではなく国の補助金も活用できます。そういったことも踏まえて、障がい者雇用の啓発を重点的に行い、障がい者雇用の促進についてはどのようにお考えでしょうか。答弁をお願いします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員ご指摘のとおり、当該補助金制度の周知が行き届いていない可能性が考えられるため、忠岡町商工会と連携して、町内事業者への周知をより強化し、障がい者の雇用の促進に努めてまいります。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

障害を持った人たちが地域で過ごしていくためには、そういった支援を、様々な支援が必要であります。そういったことも含めて、最後、町長にお伺いいたします。障がい者の施策について、公約でもあったとおり、児童発達支援センターについては、前向きな検討をしていくということでありました。それだけではなく、障がい児・障がい者を支えていく施策として、忠岡町としてこれからどのように進めていくか、今後の予定をお示ください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

障がい者施策につきましては、私といたしましても非常に重要なものと認識しておりますので、スピード、決断、実行をもって様々な課題に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

できるだけ早い施策を実施していただきたいと思ひ、この質問を終了します。

最後の質問に移ります。

忠岡町の財政調整基金について質問いたします。

第6次総合計画では、特定目的基金も含めた基金残高の目標額、2030年地点ですが、この目標額を標準財政規模の51.8%としております。それを忠岡町の2023年度の決算資料から計算すると約24億円となり、その令和5年の一般会計の特定目的基金を含む基金残高は約21億円であるので、目標まであと僅かとなっております。施政方針でもあるように、2025年度、令和7年度から老朽化対策に必要な財源を安定的に確保するため、計画的に公共施設整備基金に積み立てるとあります。その公共施設整備基金は、2023年度決算では約1億円の基金残高となっております。2024年3月に改訂された公共施設等総合管理計画では、今後40年間を平均化すると、1年当たり約9.9億円が必要と試算されています。この費用については、将来的に必要な費用であり、人口減少による税収減を見込む中で、現在の段階から計画的に基金に積み立てる必要があるのも一定理解はできます。ただ、現在、物価高騰で住民の暮らしは厳しいものになっております。その暮らしを支えることが必要ではないでしょうか。また、財政健全化中に住民サービスを減らした分をまずは元に戻すことも必要ではないでしょうか。それだけ忠岡町の財政はよく

なっているのは事実であります。住民が今まで我慢してきた分を還元するようなことに充てるべきではないでしょうか。担当部長より答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

基金残高を溜め込むのではなく、住民サービスの向上に充当すべきとのご質問でございますが、今後人口減少が加速し、中でも労働力人口が減少することによる税収減を想定いたしますと、決して楽観視できる財政状況ではないと考えております。さらに、公共施設の老朽化対策や災害対策など緊急的に財源が必要な場合も考えますと、安定した財政運用を実施するために、一定の基金残高は確保しておくべきと考えております。そういった考えを基に、今、本町が抱えている財政リスクをしっかりと把握し、基金を確保した上で、その時々において必要であると判断した場合には活用を検討してまいりたいと考えております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

基金の運用については分かりました。答弁でもありましたように、住民サービスの向上のため、必要な施策については使用していくとのことでした。地方自治体の役割は、国や府の施策でも捉えきれない部分を補完する最後の砦でもあります。将来のための予算確保も大事ですが、将来に続けるためには現在も大事であります。今現在、住民が求める必要なサービス、そして暮らしを支えるための財政出動は積極的にやっていただき、住民の暮らしの質の向上を努めていただくよう要望いたします。

最後の質問に移ります。

基金の運用については、一部を活用し、安全性の確保を第一に債券運用を実施とあります。しかし、複数の自治体で債券運用による含み損が出ていることが明らかとなりました。銀行などの預金に比べ、債券の運用は少なからずともリスクが高くなる可能性があります。住民の皆さんから頂いた大切なお金であるので、より安全な運用しなければならないです。忠岡町基金条例第3条には、基金に積み立てた資金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れ、その他の最も確実な有利な方法により保管し、また運用しなければならないとなっています。実際にはどのような運用方法を検討しているのでしょうか。

また、時間がないのもう一つ併せて。

また、その運用するなら、どれぐらいの運用額と財政調整基金の割合と考えているでしょうか。答弁をお願いします。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって、二家本議員の質問を終結します。

会計管理者（長谷川 太志会計管理者兼税務会計課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

長谷川会計管理者。

会計管理者（長谷川 太志会計管理者兼税務会計課長）

債券運用につきましては、長らく低金利時代が続き、債券を長期保有しない限りは、運用益が出ない環境、投資環境でありましたが、昨今の金利上昇に伴い、今後の財源確保の一つとして取り組む必要があると考えております。債券には国債地方債など様々な商品があり、償還期間、額面、利息については、発行時にあらかじめ決められております。償還期限まで保有していれば、原則として元本を受け取ることができます。ただし、償還期限を待たずに売却すると損失が発生することもあります。本町といたしましても、金利上昇を好機と捉え、今後の財政状況を見ながら、令和7年度から1年、2年国債を購入し、満期保有することを考えております。

運用資金につきましては、各基金の一括管理での運用を考えておりますが、当面は財政運営に必要な資金を確保した上で、財政調整基金の一部から資金を調達してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

運用額や財政調整基金の運用割合についてはまだ決まっておりませんが、運用に当たっては、財政運営に必要な運転資金が枯渇しないよう、単年度の支出だけでなく、後年度の支出についても考慮する必要があると考えております。このようなことから、運用額については会計管理者と財政部が連携しながら決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。13時から再開をいたします。

（「午前11時34分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後 1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

議長より、発言の許可をいただきました。今回の第1回3月議会より、動画配信されることになりまして、いつも以上にちょっと緊張しております。私なりに精いっぱい頑張って一般質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、一般質問の通告書より、第1項目めです。

若年女性の流出防止について質問したいと思います。

まず初めに、昨年、民間有識者らが作る人口戦略会議において、日本全体の4割に当たる全国744市町村で、2020年から50年にかけて、若年女性が半減し、将来消滅する可能性があるという報告がありました。消滅可能性自治体に取り上げられた市町村が、この近く、泉州の南部のほうでは、泉南市、阪南市、岬町でありました。いずれも20歳から39歳までの女性が半減しております。この若年女性の流出は、単に統計数字として捉えるのではなくて、我々の未来を担う貴重な人材の流出であることを忘れてはいけません。

まず、女性の数が半減してしまうという理由の一つは、進学、ちょっと都会のほうに出てしまう、県を離れてしまう、府を離れてしまうということで、2つ目が結婚、お嫁さんにいたりとか、ここの地を離れるということだと思います。3が就職が挙げられます。厚生労働省のデータによりますと、女性の進学率の上昇、生涯未婚率がまた年々上昇しているというところを見ると、女性の選択肢も増えております。本町は消滅自治体には該当しておりませんが、近隣である泉州で消滅都市が三つほどあるということ、ここにちょっと危機感を持ったほうがいいのかと思います。やりたい仕事が地元、泉州に少ないということだと思います。本町の人口は、第6次忠岡町総合計画におきまして、将来人口の目標値を下回るペースで減少しています。人が集う魅力あるまちづくりを進めるために、まちづくりについて、本町の経営戦略の観点から、若年女性の流出防止を食い止めるために何か

施策を考えられていますか。よろしくお願いたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

若年女性にターゲットを絞った施策展開は現状ございませんが、男女問わず小さい頃から忠岡町に愛着を持ってもらえるような施策を実施することで、生まれてよかった、住んでよかったとっていただき、流出防止、定住促進につなげてまいりたいと考えております。そして、行政だけではなく、各種団体とも協力しながら施策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

承知いたしました。愛着を持ってもらえる施策ということを考えていくということ、何があれば地域に戻りたいと思うのか、何が若者たちの夢や希望につながるかを真剣に考える時期に来ていると思います。

それから、また、本町での総合計画におきまして、SDGsの考え方を取り入れた持続可能な行政運営を目指し、次世代・女性のエンパワーメントを推進しております。本町での総合計画の進捗状況などをお教えてください。お願いします。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

第6次忠岡町総合計画においては、SDGsを実現するために、次世代・女性のエンパワーメントを推進するとしております。第2次忠岡町男女共同参画計画においては、SDGsの目標を5に設定されたジェンダー平等を実現しようの達成を目指しますとしております。男女共同参画に掲げる各施策事業を推進するに当たっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携しつつ、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

現在、男女共同参画に関する事業として講座を実施しております。今月の広報誌に掲載し、今月28日金曜日に、誰ひとり取り残さない、生きることとSDGs、誰もが自分らしく生きるために、SDGsの基礎となる人権について考えましようのテーマの講座を

施いたしますが、次世代・女性といった人たちが、発展や改革に必要な力を身につけるための環境や機会を用意することが求められることから、今後、女性のエンパワーメントに関する講座、講演会の開催や、啓発活動について、実施に向けて検討してまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございました。女性のエンパワーメントに関する講座、エレベーターのほうの掲示に、こちら3月28日と載っておりました。私も確認させていただきました。きちんと啓発活動されているということで、私もまた参加させていただきたいと思っております。ぜひ、数多くの町民の方に関心を持っていただいて、そして、こちらの講座に足を運んでいただけるように、また啓発のほうよろしくをお願いします。

そのエンパワーメントやジェンダー平等のことに关しまして、ちょっとお話しさせていただきます。

SDGsは国連で地球の持続的な目標で、環境や教育、人権、健康に取り組むべきとして17の目標を作りました。その中の5番目が、このジェンダー平等を実現しようという項目でした。

それから、最近のことなんですが、2月28日に厚生労働省が発表した人口動態統計、ご存じでしょうか。2024年に産まれた日本人の子どもの子どもの人口の報告がございました。子どもが9年連続で減少して、国内の出生数は72万988人で、前年から5%、過去最少を更新いたしました。死亡率は161万8,684人で、過去最多、4年連続。ですので、簡単に引き算をしていただいたら、人口の自然減は89万7,696人で、減少幅は例年より約6.5万人拡大し、過去最大になっています。自然と人口が減っていくという形になっております。そしてまた、婚姻件数は、2024年は49万9,999組で、前年よりは増えておりますが、50万組を下回っております。ということで、少子化が想定よりも15年早いペースで進んでおります。少子化対策に注力していくべきです。出生数はもう全国都道府県全て例年より減少しているという話でございました。少子化と人口減少が進む背景としましては、先ほどから言っています若者や女性が都市部に流出する社会減と出生率が減少する自然減がかみ合っています。今全ての大人に求められるのは、子どもを産みたい人が産み、育てやすい環境を作り出し、少子化を柔らかく緩和することです。そして、家庭や地域や職場において女性が性別に規定されることなく、共にあらゆる役割を担うこと、全世代みんなで支えていくということです。そして、人口減少社会に適応していくということです。ジェンダーギャップの解消は、この緩和と適用の両面において、実行力を持つ堅実的な手段になり、未来に向けた挑戦であります。

そこで、2018年からジェンダーギャップ解消、人口減少対策の柱に掲げ、様々な施策を打ち出してきた自治体がございます。兵庫県北部旧豊岡市、城崎温泉があるところです。竹野町、日高町、但東町の6エリアでなる人口7万7,000の豊岡市というところです。絶滅の危機に瀕していたコウノトリの野生復帰事業や演劇を通じたまちづくりといったユニークな政策を打ち出している豊岡市です。今は全国から毎週視察が殺到しております。実はこの2月、視察に行く予定になっておりましたが、豪雪のためキャンセルとなってしまいました。若者が逃げ出す過疎の町は、ジェンダーギャップと向かい合い、女性も働きたい場所を生み出すべき企業などと協働で条件を備え、世の常識を改革することに力を入れてきた豊岡市の取組、豊岡メソッドという2023年11月に本を出版しております。人口減少を乗り越える本気の地域再生手法の先進事例の本となります。ぜひまたこちらのほうもちょっと参考にさせていただけたらと思います。市役所の男女格差に関する従業員意識調査を行うなど、格差の解消に向けて官民一体で取り組んでおります。

豊岡市の特徴のある点は、男性と女性は異なる状況にあって、異なるニーズを持っているというジェンダーの考え方を人口減少問題に引き寄せたこととなります。一旦これを終わらせていただきます。

また、女性の暮らしやすさに焦点を当てた施策を進めているのが富山県南砺市です。人口4万6,585人、世帯数が1万7,481と、女性が暮らしやすいと思えるまちにすることが鍵となり、そのため、市内の20歳から70歳の男女同伴でジェンダーギャップ解消市民会議を発足させ、意見交換を重ねています。昨年度は、地域の防災やまちづくりなどに関わる地域協議会連合会の会長が、地域におけるジェンダーギャップ解消に取り組むという宣言を起こしています。参考にしてください。

そして最後のほうなんですけど、家事・育児は女の仕事、子どもを産むのが女性の幸せという価値観に対して、そう思わない女性にとっては暮らしにくくならないよう、結婚や子育て支援だけに力を入れていると、かえって女性を遠ざけることとなります。それなので注意がとっても必要です。女性の意思を置き去りにした人口政策と取られないように、個人の価値観を尊重し、能力を最大化する取組政策が結果として人口減少対策につながると思います。

それから、先ほどからおっしゃっていただきましたエンパワーメントです。女性が個人としても社会集団としても、意思決定過程に参画し、自立的な力を入れて発揮することを指さします。女性たちの自信と力を高める取組として、ネットワークを作っていたいただきたいと思います。圧倒的な男社会における数少ない女性のロールモデルよりもスーパーウーマンに見えてしまいがちなロールモデルよりも、この女性たちが一緒に励まし合いお互い高め合うネットワークを作ることがスタート地点です。自分の生き方は自分で決めていい、私は私、女性はいろんなことをする、実際にやってる人がいる、しかもスーパーウーマンじゃなくてよく話してみると普通の人という気づきを得た女性たちが、お互い助

け合いながらチャレンジしていけば、それがいつの間にか当たり前、多くの女性、女の子がチャレンジしていけば、それがいつの間にか当たり前になり後に続いていくはずです。本町はそもそもお祭り文化なので、コミュニティが発達していつながりも深いです。コミュニティと溶け込む、つながる支援をすることで、子どもを大切にしたい活気のいい地域にしていこうではありませんか。

女性の企業でIT関係と連携を行い、子育ての環境の整備を行いながら、若年層にも新しいコミュニティを作っていっていただけたら、女性のエンパワーメントの啓発もぜひ重ねてお願いしたいと思っております。忠岡町は、消滅可能自治体ではなかったから大丈夫ではありません。人口減少は待ってくれません。将来のことを考えれば、女性や若者のUターン率を増やし、女性の流出を防いでいくべきだと思います。ぜひ、この提案をよろしくお願いいたします。

次の議題に進めさせていただきます。

女性活躍推進についての質問させていただきます。

ちなみに、明後日3月4日は国際女性デーでございます。そしてこの2025年、男女雇用機会均等法が1985年に成立し、86年から法施行されて40年になっております。そして女性活躍推進法の成立から10年がたっております。

そこで、①です。女性職員の幹部登用についての計画についてお尋ねいたします。令和3年第1回定例会で、同じ会派の前川議員が女性職員の幹部登用に当たって、男女は社会の対等な構成員というあらゆる分野において活動に参画する機会が確保されています。政治的、経済的に文化的利益を享受し、共に責任を負う社会のために女性幹部職員の存在が求められます。本町の女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画では、管理的地位に就く職員に占める女性の割合の数値目標を設定しております。平成28年では20%、令和3年1月では26.1%でした。一般に、女性管理職が少ない要因として考えられるのは、育児や介護など様々な要因が考えられます。育児をしながらでも職務が遂行できる環境を構築するとなると、総合的に対策しながら女性職員の幹部登用にとどまらず、女性の活躍する職場づくりを進めるとの答弁をそのときにいただいております。現在の進捗はいかがでしょうか。お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

まず数値を報告させていただきます。現在、課長代理級以上の管理職、監督職に占める女性職員の登用率は25.5%となっております。以前にも前川議員より同様のご質問いただきました。その際に、一般的に今尾崎議員のほうからも同様にありましたように、そ

の際に、一般的に女性管理職が少ない要因として、育児や介護など様々な要因があり、職務が遂行できる環境を構築するなど、総合的に対策することで女性の活躍できる職場づくりに努めたいと答弁させていただいております。そのときはやはり子育てや介護は女性が担うものという考えが少なからず社会に存在していると感じての答弁でした。しかしながら、本町において、ここ数年、男性職員も積極的に育児休暇のみならず、介護休暇も取得しており、前回の答弁から数年ではありますが、若年層の職員を中心に意識が変わってきているというところを感じております。育児介護の両立支援制度が拡充され、精査によることなく、働きながら子育てや介護ができる中、以前のように子育て、介護を理由に女性職員が退職せざるを得ないといったケースはほぼなくなっていくのではないかと考えます。さらに現実を見ますと、本町では管理職登用の年代となります40代の女性職員の全体数が少ないため、現状の女性職員の管理職の登用率、先ほどの25数字を言わせていただきました、となっておりますが、現在の30代女性職員が、数年たてば当然のように管理職に登用されていくものであり、あと数年で女性職員の管理職への登用率というのは上昇していくのではないかと考えております。

以上でございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

承知いたしました。男女の登用が逆転していくのを見ていきたいと思っております。

次に、災害時における女性職員の果たす役割は大きいということで、これも令和5年第4回定例会にて同じく前川議員からの一般質問がありました。地域防災計画、男女共同参画の視点から、女性職員の防災部局への配置についての進捗状況を教えていただきたいと思います。そして、そのときの答弁では、臨機応変な対応ができるかを考慮しながら、女性の職員の配置ですね、臨機応変に対応できるかを考慮し、検討するという答弁でありました。その後の進捗状況をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

各部署への人員配置については、他の業務でも女性の視点というのは当然必要となることに加え、その他の総合的な観点により人員配置することとなるため、防災対策部署である自治防災課に現在女性職員は配置できておりません。しかしながら、防災対策は自治防

災課が中心ではありますが、全部署が関わりながら様々な計画や対策を講じているところです。例として挙げさせていただきますと、現在、避難行動要支援者支援業務事業を福祉事務所と自治防災課共同で検討チームを結成しております。この男女構成は4人ずつ8名で構成しており、当該目的達成のため女性目線、視点での意見を取り入れながら作業を進めているところでございます。

以上のように、自治防災課に女性職員を配置できればベストではありますが、様々な事情により配置できない場合も、女性の視点の重要性は十分認識しているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

確かに前回の12月の議会でも私も質問させていただいていまして、避難行動要支援者支援事業の検討チームが男女比率で4対4。8名ということを知っておりました。災害から受ける影響やニーズの違い、多様性に配慮した新体制の確立をこのまま進めていただけたらと思います。女性がリーダーとして活躍できる社会を実現することは、全ての住民にとって有意義なことです。我が町がこの課題に真摯に取り組む姿勢を示すことによって、多くの町民が期待を持てる未来を想像していくことを強く望んでおります。

次に、第3番目の障害者緊急居宅確保事業について。

ここで、申し訳ございません、誤字がございまして、居宅ではなく居室、室です。お部屋のほうになります。宅ではなく。訂正のほうよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

障がい者を介護する家族などから24時間見守りが必要で、障がい者を1人にするのができない場合、病気や入院、事故などあった場合、急遽預けることのできる仕組みがないかという声が私に寄せられておりました。そこで、障害者緊急居室確保事業について、その事業というのはどういうものを教えてください。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

事業の内容としましては、障がい者を介護する家族などが事故や疾病、葬儀などの事由によりまして、当該障がい者を介護することが困難となった場合において、当該障がい者が事業と同等の法に基づく介護給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを利用するこ

とができない場合に、緊急一時的に宿泊するための居室の提供を行うものでございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

緊急一時的に宿泊をさせていただけるということで、受皿があると本当に家族は助かります。そして、同じように宿泊をするということで、ショートステイというサービスもございしますが、そのショートステイとの違いをお教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

両者の違いでございますが、ショートステイは障害者総合支援法で定められております障害福祉サービスで、利用条件や費用などの要件は全て法で定められております。一方、障害者緊急居室確保事業につきましては、障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業で定める市町村の任意事業でございます。利用条件や費用などの要件については、各実施市町村において独自で設定できるものでございます。

また、さらにその内容としましては、基本的にどちらも障がい者を介護する家族などが事故、疾病、葬儀などの事由によりまして、当該障がい者を介護することが困難になった場合において、介護を必要とする障がい者が緊急一時的に宿泊するための居室の提供を行うものでございますが、特にショートステイにつきましては、介護者の休息のためにも利用することができる制度となっております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

承知いたしました。ぜひ、ショートステイ等は受給者証を発行していただいて、施設と契約して予約し利用するという形だと思います。居室事業が忠岡町の事業ということで、緊急受皿として作っていただける事業ということですね。十数年前、施設も少なく、大きな施設に私も、私というか知り合いの方がショートステイを利用しようとしたのですが、病気をもち込まないというように言われまして、自由診療、自己負担で数万円の健診を行ったと聞きました。今は少人数の施設が多くなって、そういう健診はなくなっていると思う

んですが、利用しやすく、親子ともに利用しやすいように、ぜひショートステイのほうもサービスがあるということを皆さんに伝えていっていただきたいと思います。

そこで、ぜひ障害者緊急居室確保事業を忠岡町でも実施してほしいと思いますので、いかがでしょうか、できますでしょうか。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本町といたしましても、必要な事業であるというふうに考えております。事業の実施に向けまして、令和7年度中に開始できるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。ぜひ事業のほう進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

医療・介護の連携の推進を行い、必要なサービスを住民一人一人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける地域包括ケアシステムの最近の認知症の啓発、相談体制の充実など教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

まず認知症につきましては、福祉課窓口において認知症安心ガイド、認知症ケアパスという冊子が無配化し、随時相談対応を実施しているところでございます。また、月に1回、認知症カフェを実施することで、当事者はもとより、地域住民との交流についても深めていけるよう引き続き努めてまいります。

その他、啓発などの取組実績につきましては、昨年9月の認知症月間において、認知症に対する出張相談を文化会館とオークワで実施したほか、町立図書館において、認知症書籍コーナーを設置、また、ケアマネジャーさんを対象に、認知症の方に対する意思決定支

援研修会の実施、さらに役場1階エントランスホールにおきまして、認知症に関するDVDを放映、ふれあいホールでは認知症をテーマとした映画上映会の開催などを実施したところでございます。

今後、高齢化に伴い、認知症の人口が増え続けると想定される中、地域包括ケアシステムが目指す、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、多くの人が認知症のことを知り、ふだんの暮らしの中で認知症の人を見守り、できる範囲で手を差し伸べられることが必要であると考えておりますので、今後も認知症への理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ぜひ普及啓発よろしく願いいたします。

ちなみに、認知症カフェはチャムール忠岡のことでございますかね。こちらが毎月第三金曜日に行われています。認知症の方だけでなく相談にぜひ来てくださいという居場所づくりがしっかりとできている。ちょっとこちら忠岡町、私すばらしいと思っております。そしてまた、今は医療や介護など、病院や介護施設だけに委ねるのではなくて、自宅復帰を積極的に進め、自宅でケアをする地域包括ケアシステムが動き出しております。その結果、必要に応じて各自で病院安定サービスを利用しつつ、その地域で生活していく人が以前より増えております。

そして、認知症が今すごく増えてるといのは皆さんご存じでしょうか。政府のほうで2024年12月3日に、認知症施策推進基本計画を閣議決定し、公表しております。今後、各自治体が地域の実情や特性を備えて、認知症の方や家族の意見を起点とする推進計画を作る予定になっております。

認知症になっても希望を持って自分らしく暮らしていくことができるという新しい認知症間の普及を持ち出し、日常生活でのバリアフリーなどを掲げております。認知症とは皆さんよく知ってはいますかね。脳の病気、障害で認知機能が低下し、日常生活に支障が出てくる状態を指します。病名だけでなく、特有の症状や状態を総称する言葉です。なぜ今認知症予防が必要なのか。それは高齢者の5人に1人が認知症患者になるという日本の将来、厚生労働省の推計があるからです。団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者になる。今年で2025年、認知症発症者の数は730万になる見込みです。認知症は物忘れなどの自覚症状があります。それだけでなく、物忘れと認知症の違い、皆さんご存じですか。物忘れは、夕食の御飯は何を食べたか、おかずが何かが分からない、認知症は食べたこと自体が分からなくなるというような状態でございます。そして、その認知症の方、忘

れてしまうことを中核症状と言います。そのもう一つ、周辺症状というものがあります。それは行動、心理症状というものがあります。それは生活環境が本人の気質、体験などが影響して現れる症状のことを言います。症状には個人差があります。よく皆さんが言います、認知症になるとうつとか、そして暴言を吐くとか、家を飛び出していってしまうとか、物を盗まれたりとかいう、そういうふうな専門みたいなものが出てきます。それは人によって違います。ちゃんとケアをすればそういうのは出てこなくなるそうです。それが出なくするためにもどういうことをすればいいのかと言いますと、まずその人が失敗しても怒らない、すぐに怒るようなことはしないで優しく見守るということです。よい感情を残すように認知症の人と接していただきたいということ、そして、その認知症の本人自体が一番戸惑っております。どう自分がすればいいのか分からない状態、本人の気持ちを汲み、そして自己肯定、自分が生きているのには意味がある、存在する価値があるという感覚を持っていただくようケアをしていくことが大切になります。そして、その行動、心理症状の原因や治療法は今は治療できるものと言われております。心理症状の妄想や幻覚、うつ、不安のことなんですけれども、これは周りの人のフォローで治療できる症状でございます。ですので、ぜひ皆さん患者の家族だけでなく、地域でそれを見守っていただければと思います。そして、まず、認知症はなったらおしまいではありません。なつてからが勝負ということです。診断を受けてから介護保険が使えるようになるまでの空白期間に、どれだけのサポートができるかによって、その悪化が早いか悪化しないで済むかが決まります。そして、人と人のつながりで、軽度認知障害だと診断されても認知症にならない人が多数います。この一番のポイントが人のつながりなんです。だから、地域で、家から出てこない引き籠もってる人がいれば引き出してあげるよう、認知症対策をしっかりと行っていただきたいと思います。そして、認知症悪化の防止効果などは、1番、食事、水分、2番、運動、3番、他人との対話、4番希望です。心のフレイルです。虚弱な状態を防ぐためには他人との対話が大事です。ちょっと気を遣うぐらいの人と対話するのに効果があります。認知症の方に希望をつなぐお話をするといいといいます。それと家族の心に寄り添ってください。介護家族の心は驚愕、否認、怒り、うつ、適応再起の段階をたどります。認知症という告知を受けたとき、家族は驚愕、あつてほしくない、なかったことにしたい、自己防衛反応から否認に変わります。あつてほしくない。ところが否認できなくなると出てくるのが怒りです。地域の中で、何でうちの親だけがこんなことになってと、皆さんに怒りをぶつけてることもあろうかと思ひます。その気持ちに寄り添って受け止めてあげると、家族のうつを通り越して適応することができます。それが皆さんの地域での役目かもしれません。ということで、皆さんに支えてほしいということをお伝えさせていただき、庁舎2階の健康講座にちょっと参加させていただいたことがあります。そのときの講座の内容とは違うんですが、その後にオレンジ色のロバのイラストの認知症サポーターキャラバンのお話、認知症サポーターになりませんかという参加者の方への声

かけがありました。そこで、認知症サポーターについて、そして、3、その認知症サポーターになるにはどうしたらいいのかお教えてください。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことで、自治体で開催されております。おおよそ90分の養成講座を受講するだけで誰でもなることができます。本町においても養成講座を実施しており、地域の企業などに向けた認知症サポーター養成講座につきまして、令和3年度には町内タクシー事業者に対して、令和5年度には地区福祉委員の皆様に対して、受講をさせていただいたところでございます。それより以前にも、町職員や自治会などで受講をいただいております。今後も多くの方にいただけるよう努めてまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

認知症サポーターは誰でもなれるということで、私もぜひ受講したいと思っております。認知症の人を支援するという意思を示すオレンジリングが配られています。二重部長もオレンジリングかけられておられて、福祉課の方はもうほとんどかけられているように私も思っております。温かみがある柿色には手助けしますという意味が込められているそうです。ぜひ、今はそのリングは終了してて、サポーターカードになっているそうなんですけども、ぜひそのサポーターを広げていくように、町のほうでも進めていっていただきたいと思っております。

そして、昨日の読売新聞の記事からでもあったんですが、小学校4年生の子が全員が認知症サポーターになりましたという、新聞に載っておりました。それは東京都立川市立第四小学校の4年生なんですが、総合的な学習の時間に立川市民課というのが設けられてまして、昨年12月に地域の包括支援センターから講師を招いて、講習を受けて認知症の人の症状や気持ちを教わりました。小学校4年生の子たちです。認知症の人は誰でもおかしいなという焦りや不安を感じています。強い言葉で責めてはいけない、困っている様子のお年寄りがいたら優しく声をかけるという体験をいたしました。相手の気持ちを考えた行動、言動が認知症の人に対してだけでなく友達同士のやり取りでも大切です。認知症サポーターになることは、児童が他者との話し方を考えるきっかけにもなります。そして、

道に迷った認知症の高齢者が小学生に声をかけられて、自宅に戻れたという例もあるそうです。そのように実際に役立っておりますので、これは私も申告しなかったんですけども、また教育のほうで考えていただけたらと思います。答弁のほうは結構です。

次に、この包括ケアシステムの中の医療介護地域推進ネットのACP、人生会議のことについて伺いたしたいと思います。このACPについてお教えてください。よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員、既定のこれで3回目になりますので、答弁をもって次の質問に移ってください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

ACPアドバンスケアプランニングにつきましては、万が一のときに備えて、人生のこと、大切にしていること、治療やケアの望みなどについて、信頼できる人たちと繰り返し話し合い、自分らしい生き方や療養生活、最後の迎え方を共有する取組のことで、人生会議とも言われております。高齢者の増加に伴い、在宅介護や在宅医療の需要が増える中、住民及び医療・介護に携わる専門職に対して、ACPの普及啓発が必要であると考えております。在宅医療介護連携推進事業の中で、フォーラムの開催等を実施しており、今月も3月22日の土曜日なんですけども、午後2時からテクスピア大阪におきまして、泉大津市医師会主催でACPのフォーラムを実施いたします。お時間があればぜひご参加していただければと思います。ACPにつきましては、引き続き周知啓発に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

APについて伺いできました。ありがとうございます。

ACPの先ほど3月22日の講演会のほうでのお話です。私もまたぜひ3月22日の土曜日、2時からテクスピアで行われますので伺いたしたいと思います。周知啓発にまたよろしく願いいたします。

そして、このアドバンスケアプランニングというのは、人生会議、がんを経験した人や遺族の方の意見を聞いて、最後の本人が納得して希望する医療を受けることができる会議

になります。終末期にはおおよそその70%の患者は意思決定ができなくなるという報告もあります。そういうケアを解する考えを、本人や家族が信頼できる人と前もって話し合い、可能であれば医療者とも共有するというようになっております。

その医療・介護の現場で多職種連携研修会が行われています。多職種連携研修会というので、泉大津市、忠岡町、泉大津医師会、泉大津歯科医師会、泉大津薬剤師会など、3市の会と、それと市立病院とかメンバーのスタッフの方々がお互いの職種に関わる相互の意思疎通、情報共有をされております。お互い顔見知りになりまして、お互いがどれぐらいのことができるかを知るのがネットワークで、イカロスネットという名前になっております。何でイカロスネットかといいますと、イカロスの翼ってご存じですか。太陽に近づき過ぎてろうが溶けて落ちてしまったという話があります。医療・介護の現場は苛酷です。24時間いつ呼び出されるか分からず、重い人の介護に腰を痛め、膨大な書類書きに頭を悩まし、わがままと言える要望に応じていくということをしております。そして、それが人の役に立っているという喜びと達成感から、つい仕事にのめり込んでしまい、その結果、オーバーワークになるということがあがるそうです。人の世話をするには自分自身が心身ともに健康でなければなりません。決して働き過ぎることがないように、自戒の念を込め、医療で介護ネットワークをイカロスネットと言っているそうです。そのイカロスネットの研修に私も参加させていただくことができました。人生100年時代において、患者や家族、人生会議、思いをつないでいくことが大切だと思いますので、ぜひ地域包括ケアシステムで続けていっていただきたいと思います。

次に進みます。、大人のひきこもり、閉じ籠もりについての支援についてです。

18歳から64歳まで、大人のひきこもりや閉じ籠もりの方のサービスは極めて少ないと思います。そして、その拡充をお願いしたいと思います。答弁のほうよろしくお願いたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

ひきこもり、閉じ籠もりの背景には、生物学的要因や心理的要因、また社会的要因など、様々な要因が絡み合っていて影響しているものと考えております。また、ひきこもりの問題につきましても、ご本人はもちろん、その家庭にとっても大変デリケートで複雑な問題であるため、表面化しにくく、支援ができるまでには様々な課題があると考えております。そのため、ひきこもりの状態にある方やその家族の悩みを解決するためには、まずはご自身が相談先を知っていただき、自ら外部とつながっていただくことが重要となると考えております。これまでも別件で家庭訪問などをした際に、その家族にひきこもりの方がいるこ

とが発覚するといったこともございますので、支援の糸口の一つとなるよう、本年2月に介護支援専門員への研修において、8050問題についての講義を行ったところでございます。

このほか、本町におきましては、福祉関係であれば、福祉課窓口や福祉課に在籍しておりますコミュニティソーシャルワーカー、また、児童や生徒であれば教育委員会の窓口で相談していただければ、その相談内容によっては大阪府のひきこもり地域支援センターや、ひきこもりなどの相談支援に係るノウハウを有するNPO法人等で、大阪府子ども・若者技術センター登録団体でありますNPO法人おおさか若者就労支援機構、OP'S岸和田を紹介するなど、支援につなげてまいります。

また、生活困窮によるひきこもりであれば、大阪府貝塚子ども家庭センターのは一と・ほっと相談室がありますので、適切な援助が受けられるよう周知してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、今後の考え方でございますが、本町としましても関係機関と連携しながら、ご本人やご家族が日々葛藤していることに思いを寄せながら、社会参加の促進に向け、時間をかけて寄り添う支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

規定の時間が過ぎておりますので、ただいまの答弁をもって、尾崎孝子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしく願いいたします。一般質問のほうさせていただきます。質問通告書どおり進ませていただきます。

坂上副町長、また忠岡町、その魅力・印象と可能性でございます。

早くも2か月という日がたちまして、副町長は熊取町の住民であり、また、大阪府庁では様々な部署を経験されてきたとお伺いしております。一方で、これまで忠岡町とのつながりというものはほとんどなかったともお聞きしています。だからこそ、外部の視点を持つ副町長だからこそ気づけるのではないかと、要は先入観なしに忠岡町を見てもらえるんじゃないかと私は期待しています。

そこで、この2か月余りの間ではありますが、忠岡町の強みや弱み、また課題として感じられたり見えてきたものは何でしょうか。また、副町長の任期の中で特に力を入れたい、ぜひとも達成したい、そのような目標があれば教えてください。よろしく願いいたします。

副町長（坂上 佳隆副町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

坂上副町長。

副町長（坂上 佳隆副町長）

本議会のご同意を賜りまして、本町の副町長に就任して以来、約2か月がたったとでございませう。この間、本町について私が感じたことを申し述べさせていただきます。

まず、課題でございますが、これは忠岡町に限ったことではございませんが、今後、人口の減少、少子高齢化が進む中、税収の減少や社会保障関係経費の増加に伴いまして、特に忠岡町のような小規模な自治体では行財政運営が難しくなっていくということが予測されます。また、公共施設等の老朽化への対応や、地域コミュニティの低下に伴います新たな行政需要への対応なども課題になってくると思います。さらに、公務員離れが進む中、本町におきましても新規採用者の合格辞退等によりまして、採用予定者数を確保できない。また、特に土木職や建築職といった技術職員の確保が困難な状況となっております。

一方で、本町は大阪都心部や関空まで電車で約30分と利便性の高い場所に位置してございます。また、日本一小さい町ながらも、産業が栄えておりまして、工業製品出荷額は、府内市町村では高い状況にございます。さらに、小さい町だからこそ、住民等との距離が近く、地域全体できめ細やかな子育て支援や福祉施策などを展開できるといった強みもございます。

こうしたポテンシャルも生かしながら、様々な課題に対しましては、行政のDX化や働き方改革、大阪府や近隣自治体との広域連携、さらには公民連携による民間活力の導入などによりまして、住民サービスの維持向上につなげていくことが重要と考えております。今後はこうした課題へ適切に対応しつつ、杉原町長の公約実現に向け、これまで大阪府庁で培った知識や経験、また、人的ネットワークも活用しながら、全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。僕らも前は井上副町長がおられて、何かその副町長の関係性つ

てどうなのかとかいろいろどうしていったらいいのか分からない中でこの4年間で過ぎてしまったというのもありました。坂上副町長やからこそ、だから特別何かじゃなくて、僕ら議会もやはり副町長は、僕から見たら大番頭みたいなもんやと思ってますんで、そういった形で、忠岡町のこれからに関してもしっかりとご相談もさせていただきますし、いろいろのご意見も伺えたらなと思うんです。その中で、町長、副町長、さあやってやろうと、この選ばれたとき、思いを決断したときの、例えばその気持ちとか思いとか、そういうそのこの部分、ちょっと深淵的な部分がもしあればちょっと述べていただきたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

副町長（坂上 佳隆副町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

坂上副町長。

副町長（坂上 佳隆副町長）

私は大阪府で予算、会計、総務そういった内部管理部門を中心に42年間務めてまいりました。広域自治体でございます大阪府は、やはり住民との距離が遠く、また、ほとんど内部管理部門の経験でございましたので、直接住民と接する機会も少なかったというふうに思っております。一方、住民に身近な基礎自治体であります市町村は、住民の方々に喜んでいただける行政サービスを直接提供できると。いわば、公務員の仕事の醍醐味だというふうに思っております。そして何より、私の地元、熊取町と同じ泉州のうちの忠岡町でその仕事ができるということで、大変光栄に思い、ぜひともやってみたいと思った次第でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。これからまず4年間、町長を支えていただいて、行政の番頭役として頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。

続きまして、杉原町長の施政方針に向けての中、大阪・関西万博に向けてのご質問させていただきます。

現在忠岡町では、万博に関連した取組として、万博への遠足への招待、生帰のだんじりイベント、赤井勝氏のフラワーアレンジメント、あとキッズダンス、以上のような取組が準備されているとお聞きしています。しかし、これらは万博を盛り上げるための、忠岡町として協力するという位置づけじゃないかなと思ってます。そこで、施政方針にもありました忠岡町の地域発展の大きな起爆剤として万博をどのように活用していきたいのか、い

こうと思っているのかお伺いします。

1つ目が、万博を忠岡町の発展につなげる具体的な計画はございますでしょうか。そして、それに向けた予算の確保、具体的な施策があればお答えください。町長よろしく願いいたします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

大阪・関西万博が直接忠岡町の地域発展にどうつながるかということにつきましては、未実装の部分がございますが、本町の子どもたちが万博会場を訪問し、様々な国の文化や最先端の技術に触れることや、ダンスやフラ等を通じて万博に参加することにより、将来への夢や希望、そして目標を持っていただくことが最も大きな万博の活用方法であると認識しており、次世代の子どもたちを大きく育てることが長期的な視点であります。忠岡町の地域発展にもつながるものと信じているところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。子どもというキーワードで大きくは見せていただいたと思いますが、今年の万博の協力で全て終わりですよ、来年になったら、ああ、あんなことあったなでは僕ちょっとそれはおかしいなと思ってはいます。子どもというキーワードがあって、じゃあ例えば今後どうしていくのか、要はレガシーですよ、この万博というレガシーを来年度の後半、令和7年度の後半として令和8年度以降に向けて、何らかの形で取組、レガシーを使った継続的な取組をしていただきたいと思いますと思うんですが、まずそれをされるのかということ、これ1点と、また、そういったことでしっかりと予算づけですよ、やっぱこれ必要やと思うんですよ。夢とか情熱とか、その思いだけで残していくのではなくて、何か形として、行政としてつなげていけるものないかということで、町長のご意見をお伺いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。町長お願いします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

万博で子どもたちが体験して、感じている思い、夢や目標など子どもたちが輝かしい未来、しっかりとバックアップしていけるように取組も考えていきたいと思っております。当然、取組が具体的化してきたときにはですね、予算感をしっかりと考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございました。そういった話で、僕も先ほどメールで、万博のレストランでしたっけ、当選しましたというメール入ったんですよ、実は言う。一番初めに登録して、その後に議会でも行きますになって、今日レストランオーケーです、当選しましたというの来たんで、僕は3万円のチケット買ってるんで、もう既に4月だけで5回行くこと決定してるんで、できたら町長、お子さんの、お孫さんとかと一緒に行くだけじゃなくて、本当にもう町長自身がもう何回も何回も足運んでもらって、感じていただきたいと思っておりますので、その辺りも含めてまたお願いしたいと思います。

では、続きまして、大阪の関西万博における忠岡町の財政負担についてをお伺いします。

今回の万博は、過去の世界中の万博と比べまして、入場料が非常に高く設定されております。また、世界の最先端技術や情報の発信という本来の目的よりも、例えば大屋根リングなど解体することが前提というモニュメントの建設、また有名アーティストのライブ、各種各様性イベントでそっちの話題のほうが先行してないかということで、来場者を集めようと躍起になっている状況です。私自身は、もう投資というんやったらそういうのじゃなくて、ほんまに技術見せろよというふうに思うタイプなんですが、万博を通じて最先端技術、情報を獲得し、それは忠岡の地域発展底上げにつながるのであれば、一時的でもなく、ここに通じていくものであれば、令和7年度の忠岡町の予算において必要な財政負担はしているのかなと思っております。仮にですが。しかし、単なる人集め、イベント協力のために忠岡町が単独で費用を負担することは適切でないとも思っております。そこで、以下の2点について関連し、確認のために質問改めてさせていただきます。今回は事務方に。

令和7年の予算状況、大阪・関西万博に関しての予算状況は現在どのようになっているのでしょうか。お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

令和7年度の予算については、来たる予算委員会においてご審議いただくこととなりますが、万博関連予算については、さきの9月議会で議決いただいた子ども招待事業及び随行者の補助に係る費用や、各種イベント出店に係る費用の一部を負担する予算を、計上をさせていただいております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その予算づけに伴って、忠岡町としてどのような方針ですよね、万博関連の単費、財政負担についてお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今回計上させていただいた予算につきまして、本町にとって決して人集めやイベント協力という観点ではなく、当初から申し上げておりますが、子どもたちが万博に行くことで、様々な国の文化や最先端技術などに触れることで、将来の夢や希望を持っていただくこと。また、各種イベントについては、日本一小さなまち忠岡町の魅力を発信できるまたとない機会と考えていることなどから、必要な経費、予算等を考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。触れさせる、魅力が発信できるという答えでしたけど、そこで、くどいようですけど終わらないでいただきたいなというのがあるんです。重要なのはそこから何につなげていくのかと。特に、町長が先ほどおっしゃったように、子どもというキーワードでしっかり置き換えと戦略につながっていただきたいというふうには思っております。その視点において、具体的な取組の移行、もし今の時点であるんやったらもし教えていただければなと思いますが、どうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

子どもたちは様々な社会課題に対して、企業が取り組んでいる最先端技術に触れることで、個々の知識や感性を高めてほしい。また、自分になりたいものや将来進むべき道を見いだしてほしいという思いがございます。

現在、具体的な取組というものは持ち合わせておりませんが、先ほど町長の答弁にもありましたが、子どもたちの輝かしい未来を、しっかりとバックアップしていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、魅力発信については、大阪という都会に日本一小さなまち忠岡というところがあり、関西国際空港や大阪市内まで30分程度で行ける好立地にあるということも多くの方に知っていただきたい、またとない機会であると考えております。また、知っていただくだけでは議員おっしゃるとおり何もつながりませんので、本町の魅力や取組を知っていただく必要があると考えております。

一例ではございますが、現在、本町のホームページには、出産・子育てというアイコンがございますが、さらに分かりやすく、本町独自の子育て支援を知っていただけるよう、各年齢期に応じた施策が視覚的に分かるように、支援施策の年表を作成中でございます。そして、子育て世帯の方で、住宅の購入や転出を考えておられる方には、本町を選択肢の一つとして取り入れていただき、また、少しでも移住などを考えていただければという期待もしているところでございます。そして、少しでも持続可能なまちづくりにつなげていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。そのような形で万博というもののレガシーをしっかりと今後もつなげていけるような施策の展開と、やっぱり子どもということがありますので、特に石本理事の教育の部分におきましても、何らかの形で万博に遠足来ました、見ました、楽しかったです、終わりではなくて、そこは次につなげられる何か仕組みロジック等を展開していただければなと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、職員の言動の在り方につきまして質問いたします。

これまたまななんですけど、別の方、そして別の対象、別の職員が対象でちょっと高圧的な言動やったんちゃうかと、この言い方はどうやねんという苦情が立て続けに2件入る、

僕のほうに入ったんです。どちらも大ごとにせんでええよと、ちょっと三宅に言うとかないと、三宅に言うとかわということで、でもそんな状態続いたらどうやねんというような感じで言ってくれたんで、ちょっと好意的ではあるんですが、詳細は控えますし、大ごとにしなくてもええということやったんで。いずれも工事などの業務、請け負う立場の方から、役所で立場がある職員からの言動についての苦情やったということです。

現在役場では、カスタマーハラスメント対策、カスハラ対策として、電話の内容を全て録音する仕組み、導入されております。しかし、今回は直接のやり取りであって記録はもう残ってませんし、私はこの電話録音ぜひとも導入してくださいと推進させていただきましたが、これがもし職員の立場を一方向的に強める結果ということにしかかっていないのであれば大変ちょっと不本意であり、遺憾なところでもあります。そこで、以下の2点につきまして、関連し質問させていただきます。

苦情を寄せた方が正式に問題として取り上げてほしいと。例えば、忠岡町に申し出てきた場合、忠岡町としてどのように対応されていくのかお答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ご質問が一般的な、大ごとにしなくていいということで詳細が分からない中で、一般的な答弁となりますけども、住民からいただく苦言、苦情と同様、まずはその方々から詳細を聞かせていただきます。また、職員からも同様に聴取し、職員の対応に誤りがあれば、当該職員に指導し、必要な謝罪等を行うことになると考えます。また、そういったケースは、幹部職員を通じて全職員に通知し注意喚起することとなります。

議員からは、以前もカスハラ対策で職員を守る立場で一般質問いただきました。カスハラ対策は社会的な問題となっており、本町でも研究してまいる旨答弁させていただきましたが、議員指摘のとおり、自分たちを守る施策ばかりでなく、その分、住民、業者に対する態度や説明についても同時に進めていくべきものと改めて認識した次第でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。すみません、2点目について質問をさせていただきますが、仕事をどうしても集めたやつを、要は効率化して再分配するという、それは行政の機能ということを考えれば、それは昭和とか僕も元々違うところで行政でおったんで分かるんですけど、

やっぱり何か優越的な感覚に陥っても、これもまあしゃあないかなと思ってたときもあるんです。ただ、この令和という時代にもなってきた、だんだんその税金の公平な再分配にこれまでやってくれてる、やってやるんだじゃなくて、もうほんまにこれ今人足らず、世の中のこの業者も足らへん、僕もこの分野で言ったらケアマネもおらへん、ヘルパーもおらへんどないすんねんという時代で、本当にお願ひしていかなあかんというような時代というふうに価値観が変わっていくという、この社会状況を捉えればこの価値観の変化というものの、職員さんの価値観の変化については徹底していただきたいと思いますが、忠岡町としてどのようにお考えかお答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

対象職員から聞き取り等ができておりませんので明言できませんが、本町職員に仕事を与えてやっているという上からの意識を明確に持っている職員がいるとは考えにくいのですが、潜在的にそういった意識を、感覚を持っている職員がいるのかもしれませんが。いずれにしても、一般的には業者さんは受注したいことから、立場が弱いということを確認した上での言動であれば当然正していかなければならないと考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その辺はよろしく願ひします。これはもう別に現場の職員だけじゃなくて、もうそれは幹部からの可能性もありますし、その辺りについてはやっぱり時代背景というのもあったと思うんですけど、やはりこの今の時代背景、どこをどう切る中でどういうふうに悪意を持って持っていかれるか、それが分からない時代なんで、自分がやったことに、言うたことに対するなにげないその対応が、もう全庁者全員に迷惑かけることだってあるわけじゃないですか。事実ちょこちょこそんなん起こってるんで。そういったことで、この今の時代難しいかもしれないんですけど、そういう形で業務遂行をよりしっかりとさせていただきたい、身を律してしていただきたいなと思ひますんでよろしく願ひいたします。

続きまして、介護現場でのシャドウワークについてご質問させていただきます。

昨年11月27日、ケアマネ協会岸和田・忠岡支部の研修におきまして、ケアマネジャーのシャドウワークについて話ありました。

シャドウワークというものは、法律上の業務ではありません。実際には多くの時間を費

やして行われる法律上の業務ではないものの、実際は多くの時間を費やして行われている仕事のことを指します。特にケアマネ、ヘルパーさんなど福祉介護職は、例えば、利用者本人やその家族、医療機関、警察や救急、自治体など様々な関係者から対応を当然のように求められて、それはあれですよ、ほんまに業務でないもの、何でも屋のような状況にもなっております。その結果、以下のような問題が生じています。業務時間外の対応が求められる、労働時間として反映されない、制度上の評価や報酬に全くつながらない、こうした状況を踏まえて、忠岡町の姿勢について以下の4点について1つずつお伺いをします。

1、ケアマネジャーの業務の役割と周知。横浜市では、介護保険を利用する際や更新時に、ケアマネジャーの業務と役割を説明する資料を利用者に渡しています。要は何ができて何ができませんというのがきっちり、これに関してはできませんよ、これに関しては業務ではありませんよという内容です。忠岡町でも同様、もしくは同等の対応は行っているのでしょうか、お答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本町では、今議員のご指摘の、横浜市のようなリーフレットは準備しておりませんが、要介護認定の申請のときに、申請から利用までの一連の流れを説明する際に、本町の介護保険についての冊子、みんなの安心介護保険に掲載しておりますケアマネジャーの業務内容についてご説明させていただいております。また、ケアマネジャーから相談があった際には、ケアマネジャーの役割を共に確認し、利用者への説明をお願いしております。

さらに、令和6年12月9日に、厚生労働省からのケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の中間整理についての報告も踏まえ、利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう努めてまいります。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

おっしゃるみんなの安心介護保険も参照させていただきましたけど、明確な業務の線引きについてはもう全く記載がないということで、それはもうケアマネ業務もそうですし、ヘルパー業務もそうですけど。

そういった、今後改定していくに当たって記載周知はしていただけないものか、お答え

ください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

冊子への記載につきましては、次期改定時に明記してまいります。それまでの間、別途チラシの作成であったり、ホームページ、広報誌などへの掲載について検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ぜひとも詳しく、より書いていただきます、明記していただきますようよろしくお願いいたします。

また、続きまして2番目、シャドウワークについての研修の機会の確保ということで、忠岡町の介護保険課や地域包括支援センターが主催する研修で、シャドウワークをテーマに話し合う場を設けることはあったでしょうか。もしなかったとすれば、これから設ける予定はございますでしょうか。お答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

現段階では、シャドウワークをテーマにした研修会は開催していませんが、定期的を実施しております介護保険事例検討会の場では、提出された事例の中でケアマネジャーの業務につきましてその場で確認したところでございます。国や大阪府、並びにほかの自治体の支援状況を鑑みて、必要に応じ、開催についても検討してまいりたいと考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほど提出された事例の中でという、とてもケアマネ業務ではないと見られる具体的事例につきまして、例えば利用者からの要求、例えば事業所からの要求、例えばこういう事例がありますよということがあれば、ちょっとそれぞれいろいろお答えいただければと思いますが、お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

具体的な事例といいますところですが、例えば、通院や緊急搬送時の付添いの要望であったり、病院受診への付添いの要望、また、入院時に自身の着替えなどの用品を持ってきてほしいといった要望、また、入院時の同意書への署名などを求められたというようなことが事例として報告がございました。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

医療系がめちゃくちゃ多いんですね。やっぱりお医者様から言われたら、やっぱり言い方悪いけど、お医者さんからしたらヒエラルキーの中でヘルパーさん末端なんですよ。潜在意識に絶対あるんですよ。医者って絶対に病院の中でこの三角関係の中で生きてるわけじゃないですか。何かそういうことはもうご存じやとは思いますが、やはりそれが現場でまだまだ強く残ってるよね、だからどうするんだねというところで、ちょっとこの3番目の質問にもなるんですが、救急搬送時の対応につきましてご質問いたします。

忠岡町では、救急搬送時にケアマネジャーやヘルパーに対して、救急車に同乗を求めることを行うことはありませんか。また、過去にそのような事例はなかったでしょうか。お答えください。

消防（岸田 健二消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

岸田消防長。

消防（岸田 健二消防長）

救急現場では、傷病者以外の様々な方と救急隊はお話しすることがございます。その中で、救急隊は搬送先医療機関と調整を行い、救急搬送をするわけでございますが、傷病者の様態などを伝達する中で、傷病者の情報を迅速に聴取する必要があり、救急現場におら

れるケアマネジャーさんやヘルパーの方にお聞きさせていただいております。

議員ご質問の救急車への同乗でございますが、傷病者の状態を搬送先医療機関にお伝えする中で、医師より関係者の来院の有無の問合せがあった場合、ケアマネジャーさんやヘルパーの方に救急車への同乗は可能ですかとお聞きすることはございますが、同乗を強制するといったことはございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ちょっと質問。今のお答えからちょっと質問をもうちょっと深めさせていただきますが、医療現場、医療機関から現場にいるケアマネジャー、ヘルパーへの問い合わせ内容のそのつなげ方として、同乗してくれたら、この場で同乗してくれると、イエス言うてくれたら、医療機関はすぐに受け入れてくれると言ってますけどみたいな聞き方の類いのことはしたことはないでしょうか。これ1点目。

2点目は、岸和田の救急体制、忠岡のほうにも来ます。上記の場合、どのように対応されていることを情報共有されているのかお答えください。

消防（岸田 健二消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

岸田消防長。

消防（岸田 健二消防長）

議員仰せの、同乗していただければ医療機関はすぐに受け入れてくれると言っていますがといった類の聞き方につきましては、救急隊にあっては、あくまでも医療機関側から依頼があった場合は、ケアマネジャーさんやヘルパーの方にその旨はお伝えはさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

2つ目の、岸和田の救急隊の対応はどのようにされているのかというところでございますが、岸和田市消防本部救急隊におかれましても、本町救急隊と同様とお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ちょっとその聞き方が、僕ちょっとどうかなと思うんですよね。だって、そこでイエスと言わへんかったら、そこは受けてくれないわけでしょうということ、何で、逆に言うと、そのケアマネの業務でもない、ヘルパーさんの業務でもない、ただただ無駄に時間を拘束する、病院から乗れへんかったら受け入れへんぞと言われて、いや、それって脅しですやん。もしそれでちょっと搬送時間が遅れてその人の様態が悪くなったらと考えたら、それはみんな乗っていきますよ。イエス or はいしか言えん、イエスですか、はいですかと聞いていると一緒にっすよ、これ。救急隊はそこでそういう聞き方じゃなく、そういうふうに言われても、いや、うちらは乗れるか乗れへんかしか聞きませんというような聞き方に徹してほしいんですよ。病院が受け入れるか受け入れないか、それやったらそっちから連絡して連絡しろって話だよ。だって、もうイエスかはいしか答えれへんようなことを救急隊、公務員が伝えるべきじゃないと思うんですよ、病院の。それって大きな意味で言ったらパワハラっすよ。これ今、役所の中での業務って完結して、上司が部下にそんなふうな形で仕事詰めていったら、これパワハラやんけとなるわけじゃないですか。それを公やったらオーケーなんですかといったらこれ違うと思ってます。ということで、救急隊員にとっては、そこはもうちょっと研修なり見識を深めた上で、伝え方をしっかりとやっていただきたいと思うんですが、そのことについてちょっとお答えください。

議長（北村 孝議員）

規定の3回の質問になりますので、答弁をもって、次の質問に移ってください。

消防（岸田 健二消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

岸田消防長。

消防（岸田 健二消防長）

ただいまのご質問なんですけれども、仮にケアマネジャーさんやヘルパーの方に同乗のお伺いはさせていただいておるんですけれども、同乗ができないといったお返事をいただければ、救急隊のほうにまた別の医療機関もちょっと選定を行う形にはなるんですけれども、そういった形で、我々救急隊は医療機関から伝えられたこともやはり患者様、また関係者の皆様にお伝えするというのも一つのちょっと仕事のうちでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

理解できるかという、もうそなんイエス or はいしか言わへんようなものをそのまま伝えてくれ言われて、じゃあ、それでどうなんですかと言われても、それはあかんでしようと言ひようがないと。現実問題そこでやっぱ苦情じゃないけど、そういう批判とか、そういうことをさせられると。結局だつて運ばれたら一日十何時、下手したら12時間以上拘束されるんですよ。それうちの職員さんそんなことされたら問題になるでしょう。でもケアマネやったらいいんですかという話です。そういうようなことにならへんように、もう3回なんで質問はできないんですけど、その聞き方ですよ。枕言葉の医療機関が受け入れてくれるかどうかというのは、できないと言ってくださいと僕はずっと思いながら、また事あるごとに伝えさせてもらいますんで、よろしくお願ひいたします。

続きまして、この4番目の、医療と介護の連携の場での議論の確保の機会に移ります。

医療と介護や他職種での連携を話し合う場でのシャドウワークについて、議題として協議したことはあつたでしょうか。もしなければ、忠岡町として積極的に取り上げる働きかけは可能でしょうか。お答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

在宅医療介護連携推進事業の中に、病院看護師と訪問看護師の連携を強化することも必要であることから、大阪府看護協会の泉南支部施設代表者会へ参加しております。その会議に参加する病院の中で、地域包括ケアシステムのさらなる構築を目指し、有志の方々が集う泉州地域包括ケア推進プロジェクトチームを立ち上げたところでございます。

在宅のことは、ケアマネジャーの参画も必要というところで、本プロジェクトチームに泉南支部の介護支援専門員協会のブロック長にお声がけをし、参画していただいているところでございます。その中で、ケアマネジャーのシャドウワークについての議題も上がり、多職種の正しい業務内容について知ろうという観点から、多職種研修会などの実施に向けて現在準備中でございます。

この会議体プロジェクトチームは、本町が泉大津市医師会に委託しております在宅医療介護連携推進事業の会議の中でも報告しており、必要に応じて協議を行っているところでございます。協議の結果、働きかけが必要な情報などについては、町内のケアマネジャーさんに対しても周知をしてまいりたいと考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。在宅医療介護連携推進会議、推進事業の会議において、例えば 1 の質問の回答にもあったんですけど、ケアマネ、ヘルパーのシャドウワークに対しての利用者へ行っていくといただきました啓発について、忠岡町は、このように社会的に問題となっているシャドウワークについて、一定の見解とスタンスを持っていると。例えばそのような場で報告、意見はしていただけるでしょうか、お答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

先ほども具体的な事例のところでもまとめさせていただいたところがございますが、ケアマネジャーのシャドウワークの問題につきましても、我々としましても、本来の業務の妨げになっているところもあり、危機感を持っているところがございます。今後、様々な会議の場などにおいて問題提起や意見について発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

特にご存じ、先ほどの話でもあったんですけども、医療系がやたらと多いと。医療の同意書、何でケアマネさんのサインあるねんと、これ意味あるの。何でこれは指導する側はこれ意味あるのかと突っ込まへんって逆に僕めっちゃくちゃ思うんですよ。何の根拠あってこれ、例えば山田太郎さんの息子でも何でもない、ただケアマネの、例えば花園一子さんとかの名前があって、これ意味あんのというね。それあかんちゃうんというふうにならぬ行政を突っ込んでくれんという不満はめっちゃくちゃあります。そういった細かいことを含めて、やはりもうヘルパーさん、ケアマネほんまに足らへんようになっていくし、だんだんと、だんだんもうこんなやし、介護保険料だって介護保険というサービスがあるけど、実際受けるのはデイサービスか訪問看護、この辺で行ってたら訪問看護か、デイサービス、訪問看護か、もう最終的にはもうすぐに有人有料の老人ホーム入るしかないみたいなことになっていただきたくないよなということをちょっとご理解いただいた上で、またこういった形での関連の質問もさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩をいたします。14時40分から再開をいたします。

(「午後2時23分」休憩)

議長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後2時40分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(北村 孝議員)

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番(松井 匡仁議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

松井議員。

7番(松井 匡仁議員)

無所属の会、松井でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、私は、下水道事業会計及び下水道料金について質問をさせていただき予定でしたが、その前に、今年の1月28日、埼玉県八潮市において、汚水管の老朽化が原因で道路が陥没いたしまして、トラックが転落、今もなお運転されていた方の救出作業が続く事故が発生いたしました。全国的に耐用年数を超えた汚水管の老朽化が社会問題となる中、町民の皆様におきましても、忠岡町の汚水管は大丈夫なのかとご心配されてる方もたくさんおられると思いますので、下水道事業会計と下水道料金の質問の前に、本町の汚水管が現在どのような状況なのかをお伺いしていきたいと思います。

本町の下水道事業は、昭和62年に供用を開始しており、本格的な管路整備につきましては、平成3年から12年にかけて、集中的に整備を進めてきました。その結果、令和5年度末の下水道普及率は町域全体の97.5%と非常に高い普及率を達成しておりますが、まずはこの本町の汚水管渠においても、八潮市のように法定耐用年数50年以上経過し、老朽化した汚水管渠が存在するのかどうかをお伺いしたいと思います。ご答弁よろしくお願いいたします。

産業住民部(新城 正俊部長)

議長。

議長(北村 孝議員)

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員仰せの本町の下水道事業は、今から38年前の昭和62年、1987年に供用を開始されております。したがいまして、本町の者が自前で整備した汚水管渠には、耐用年数を超えたものはございませんが、大阪府から移管を受けた臨海部につきましても、対応耐用年数を超えたものが存在しますので、汚水管渠環境の老朽管率は1.4%となっております。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

部長、ご答弁ありがとうございました。

本町では、臨海部におきまして、法定耐用年数を超過した汚水管渠が全体の1.4%相当の割合で存在するということでしたが、ということは、この町なかについては、敷設後50年を経過した汚水管はなく、本町においては八潮市のような管渠の損壊による空洞化などの大きな異常は確認をされず、適切に管理されていると考えてもよろしいのでしょうか。再度ご答弁のほどお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

臨海部以外に耐用年数を超過したものはございません。なお、本町の汚水管渠の総延長は56キロメートルであり、うち口径250ミリ以下が52キロメートル、93%、最大口径500ミリが280メートル、0.5%となっており、口径の大きなものは存在していません。また、埼玉県で発生した事故原因とされている硫化水素につきましても、本町の汚水管渠は全域で自然流下となっており、硫化水素が発生しやすい大きな段差や落差がある場合はなく、本年度に実施した汚水管路流量調査、不明水調査ですけれども、こちらにおいても発生していないことが確認されております。したがいまして、内陸部、臨海部を問わず、管口径老朽化度が硫化水素の発生状況から勘案すると、大きな陥没事故が発生する確率は極めて低いものと考えております。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。町民の皆さんも少し安心されたと思います。見えない地中の中の点検ですので難しいと思いますけれども、これからも適切な管理と点検を行っていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここから、下水道事業会計につきまして質問をさせていただきます。

本町の下水道事業会計は、令和2年度より官庁会計から公営企業会計、複式簿記へと移行をいたしました。令和2年度は、移行に伴う打切り決算の影響を受けましたので、ちょっと分かりづらい決算となったんですけれども、翌年の令和3年度以降は、収益や費用・資産・負債・資本がきちんと記された決算書を審査することとなりました。

もともと国が、下水道事業にこの公営企業会計制度を取り入れた理由は、人口減少などによる料金収入の減少と、管路などの老朽化に伴い、更新投資の増大が厳しさを増す経営環境の中、全国の自治体の苦しい経営実態を国民に知っていただき、料金改定を含む経営基盤の強化を図るためのものでありましたが、本町におきましては、下水道整備に伴う企業債の債務は残っているものの、その企業債の償還も順調に行われ、債務残高のピークも過ぎ、損益計算書においても、3億円の下水道使用料収入に対して、約5,000万円から7,000万円の純利益が発生している健全な経営内容でありました。しかし本町は、この純利益を管路の整備や更新などへの新たな投資とするのではなく、その全額を減債基金に積み立てております。私はこの令和3年度、4年度の決算審査特別委員会におきまして、この利益を何とか本町の脆弱な雨水道整備に活用できへんか、そのために町の全域が都市計画区域であって、その97.5%が整備済みであることなどの理由を国土交通省へ説明に行けへんかというふうに意見をさせていただきました。しかし、その後も、下水道課はこの利益をもう積み上げておられるという状況にあるんですが、どうしてこのような会計が続けられておるのかというのを一点お伺いしたいのと、現時点での現金預金残高、起債残高及び起債償還金のこれまでの推移とこれから見通し、また今後10年間の下水道事業会計における収支の展望と併せてご答弁を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

本町の下水道事業につきましては、議員仰せのとおり、令和2年度に企業会計に移行し

ており、初年度、令和2年度は赤字となりましたが、令和3年度以降、令和5年度決算までの3か年度は黒字が続いております。議員もご承知のとおり、3条利益が全額積み上がっているものではございません。4条予算の収支不足額を補填する財源へ活用させていただいております。その上で、余剰金につきましては、後年度の污水管渠老朽化対策事業への備えとして準備している状況でございます。事業経営を預かる者の考えとして、基本的なものとして捉えております。

また、議員お尋ねの現金預金残高などについて、順次ご答弁させていただきます。

数値につきましては、各年度の決算書から引用になります。現金預金残高は、令和2年度8,500万円、令和3年度7,600万円、令和4年度1億1,200万円、令和5年度1億7,800万円でございます。参考ではありますが、流動比率はおのおの18.21%、18.71%、24.64%、38.8%になっており、改善傾向ではあります。依然として低い数値となっております。企業債残高、令和2年度59億7,700万円、令和3年度55億5,700万円、令和4年度51億5,000万円、令和5年度47億3,900万円、起債元金償還金でございますが、令和2年度6億5,000万円、令和3年度6億5,200万円、令和4年度6億4,900万円、令和5年度6億4,400万円です。

これらの今後の見通しですが、老朽化対策が本格的に始まるまで、しばらくの間、污水管渠の敷設料は、毎年度数千万円程度と想定していますので、起債残高、元金償還額は漸減してまいります。

現金預金残高につきましては、3条の黒字を4条の補填財源に充てた残額見合い分が積み増しされることとなりますが、下水道使用料が大きく減収する、または多額の現金支出が必要となるなどの要因が発生しなければ増加してまいります。これらの見通し、今後の10年間の収支展望につきましては、先ほどの答弁と重複しますが、下水道使用料の漸減度合いや物価上昇など、どの程度織り込むのか設定条件により変動しますが、過去の平均値から算出を基に想定するのであれば、しばらくは黒字経営を維持できるものと見込んでおります。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。

ここなんです、ここなんですよ。私が3年間にわたって下水道課と話し合いを続けている1点なんです。今のご答弁で3条での利益を4条予算の収支不足額を補填する財源に充て

て。残りの剰余金を後年度の汚水管渠の老朽化対策事業への備えとして積み立てると、原課は常々おっしゃられる。しかし、本来、株式会社の決算、この企業会計におきましては、剰余金から株主への配当を差し引いた額、これが利益剰余金となります。今のご答弁には、この株主への配当分、すなわち料金を支払っている我々住民への配当、この場合、使用料への還元になりますが、その部分が完全に抜け落ちてると考えてます。会社経営におきましては利益を上げる。上げること、その次に大切なんですね。利益を積み立てるではなく、株主、つまり出資者への配当であります。私たち住民は、昭和62年当時、下水道整備の必要性を理解して汚水管整備を開始いたしました。下水処理場から本町の地先に建設されたことで、本町においては、集中的に汚水管渠の整備が必要となり、平成3年から平成12年まで、この僅か10年間で、町域全体の90%の敷設工事を終えました。当たり前ですけれども、一気に敷設工事を行うために、その10年間、一気に借入れを起こしました。そして、その集中的に進めた管路整備にかかった起債、借金ですね、これを返済するための料金設定を行い、40年余りの歳月をかけて100億円以上の返済を行ってきた。それは私たち出資者です。大きな起債の償還期間は30年。懸命に返済しつつ、そして、先ほどのようなご答弁にもありましたが、ここにきてやっと起債償還金が減少し始め、現行の料金から利益が生まれ出したら、その利益は資本平準化債の発行を抑制するために、4条の会計上の不足に充てて、残りは将来のために積み立てる。それではあまりにも今の世代の負担が大き過ぎると考えておりますんですが、いかがお考えでしょうか。ご答弁を求めます。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員ご指摘の、割高の使用料設定につきましての答弁になりますが、汚水に係る3条予算では、下水道使用料のほかに、一般会計負担金や4条予算の資本費平準化債などの収入及び損益勘定留保資金が作用した結果、汚水経費の黒字が発生しており、使用料収入のみで黒字が5,000万円、7,000万円と確保されているわけではございません。使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを表した経費回収率という指標がございます。使用料水準を評価することのできる指標となっております。過去10年平均の経費回収率は106%でございます。令和4年度は、大阪府府下平均105%と比較して、割高な設定であるとの認識はございません。しかしながら、下水道使用料につきましては、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたってその期間を設定することは予測確実性を失うことになるので、一般的には3年ないし5年程度が適当であるとされております。使用料対象経費を正確に把握し、適正な水準で使用者に負担を求めることが大前提となっております。

本町の下水道使用料は、特別会計、官庁会計時の平成21年に改定され、16年が経過しており、算定費用の対象項目についても、企業会計の概念を反映させたものとはなっていません。また、現在使用料体系は人口減少、節水型機器の普及などによる影響が大きく反映されるものとなっております。このような視点を持ち、担当課へは、今後の下水道事業の経営の安定性とサービスの向上に資する使用料体系を構築するよう指示してまいります。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。

ちょっと町民の皆さんには伝わりにくいご答弁であったかなと思いましたが、下水道使用料からのみ黒字が発生しているわけではないということ、そして過去10年の経費回収率も106%で、大阪府下の平均105%よりちょっとええだけで、割高な料金設定やとは思っていないということ。しかし、本町においては、平成21年から16年間、使用料体系を検討していないので指示をしていくというご答弁やったと思います。しかし、これ汚水道事業に係る一般会計負担金といいますのは、これ皆さんのお給料、そして手当。あとは、町が行っている補助金など、本来町が払うべき経費であります。

また、資本費平準化債については、減価償却期間、起債償還期間の差異から生まれる会計上の不足を補うための記載ですんで、私はこの資本費平準化債の借入れ措置というのは、これ会計上当然の措置やと思っております。むしろ、これ3条の利益を充てていることに疑問を感じているところでございます。

次に、過去10年の経費回収率、これも106%で、大阪府下の平均105%と比較して割高な料金設定とは思っていないとのご答弁でありましたが、本町の料金は20立米、これ1か月当たりの使用料で、大阪府43市町村中30位ぐらいは2,535円であり、府平均の2,294円と比べて、約ですけれども240円高い料金設定となります。しかし、これは単純に大阪府下の市町村の下水道料金は並べただけであります。同じ条件下の料金比較ではありません。今現在、大阪府下のほとんどの市町村といいますのは、計画区域の拡大などに伴いまして、現在もこの污水管の延伸工事を行いながら経営を行っている市町村がほとんどです。本町のように、町内全体の敷設工事をほぼ終えている市町村で比較をしてみますと、本町と同じく町面積が小さく、人口密度の高い田尻町の料金は1,830円となっております。私の持っている資料におきまして、一般会計繰入額などを同条件下に置き換えたといたしましても、現在のところ、本町は少し割高な料金設定やと思えます。

よ。私は、この下水道料金というのは、下水道を利用しているものが事業運営に係る経費をそれぞれの使用量に応じて公平に負担するもの。それが下水道料金設定の基本的な考え方やと思います。そして、この下水道事業においては、町民の皆さんからお預かりした料金が余ってきたらどうしたらいいか。私は二通りしかないと思ってます。1つ目は料金単価を見直し、料金を下げる。2つ目は、住民サービスの向上であります。

1つ目の料金単価見直しにつきましては、総務省の公営企業会計制度の導入に際し、下水道事業の経営状況を国民の皆さんに深くご理解いただくとともに、その経営状況に応じ、3年から5年に一度、適正な料金改定を行うように指導をしております。そのための公営企業会計制度です。

そして、2つ目は、住民サービスの向上であります。一例を挙げますと、今大阪広域水道企業団が本町で行っております重要施設給水管路の耐震化などの新しい投資を指しますが、この污水管におきましては、平成12年度に耐震診断を行っていることは承知をしております。その上で、今のところ、耐震化や敷設替えなどの新たな投資が必要ないというのであれば、一旦料金を引き下げ、利益を町民に還元すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。ご答弁を求めます。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

先ほどの答弁と一部重複することもあります。3条黒字を4条収支不足へ活用し、さらに、剰余金が一定期間発生するのであれば、現在の使用料収入総額を減らすことを考える余地はあると思います。ただし、現在急速に進行している人口減少、節水型機器の普及など、下水道使用料収入への影響について、併せて配慮すべきであると考えております。したがって、担当課へは今後の下水道事業の経営の安定性とサービスの向上に資する使用料体系を構築するよう指示してまいります。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

新城部長、ご答弁ありがとうございました。

下水道課と議論を始めまして3年、やっとここまでの議論ができるようになりました。下水道課の課長さんとはもう初めのうちはほぼ口げんか状態でした。でも、今ではその課

長さんのことも忠岡町の将来を真剣に考えてる一人として尊敬してます。この一般質問でも分かるとおおり、今でも原課とは考え方の違いや意見の隔たるところは多々あります。しかし、部長の答弁にもありましたが、起債償還金については、老朽化対策が本格的に始まるまでは減少していくこと、また、現金預金残高についても、特段の現金支出が必要となる要因が発生しなければ増加をしていくこと、今後10年間の収支展望につきましても、物価上昇などによる変動も加味しなければなりません。過去の平均などから算出するのであれば、今後しばらくは黒字の運営ができること、そして、今後も剰余金が一定期間発生するのであれば、現在の使用料収入総額を減らすことを考える余地があることなど、やっと確認し合えるようになり、このたび、杉原町長に政治的判断を伺う段階になりました。

町長、私はですね、物価が高騰しているから負担を減らしてほしいとか、補助金を出してほしいと、そんなこと言ってるんじゃないんですよ。現状の下水道事業の中で少し大きい純利益が発生してきている、やっとそういう状況になった。それやったら下水道使用料を引き下げて、適正な料金になるように改定をせなあかんと申し上げているんです。これは、我々町民が本町下水道事業を理解し、下水道の普及と発展にかかる経費をその使用料に応じ、応分の負担をしてきた。その町民の意見になります。杉原町長のお考えを伺います。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

下水道事業における経営状況につきましては、今後、汚水管渠の老朽化対策が控えておると思いますけれども、時間的には猶予があるとのことでございます。また、下水道の使用料の漸減度合いは非常に読みにくいですが、一定期間であれば下水道使用料の総額から幾らか減額できると担当課から報告も受けているところではございます。急速に進行する人口減少、節水型機器の復旧、維持管理費の上昇により、経営環境は厳しさを増すばかりですが、今後の下水道事業の経営の安定性とサービスの向上に資する使用料体系を構築するように指示するとともに、使用者の皆様への可能な限り広く黒字を還元するように併せて指示してまいりたいと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

杉原町長、ご勇断ありがとうございます。

原課におきましては、全体の料金バランスなどを考えた、不公平のない料金引下げをご検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、町民の皆様にお伝えしたいことがございます。

今回の杉原町長のご勇断で、下水道料金引下げのお約束を賜りました。しかし、下水道事業におきましては、このたびの料金引下げ云々にかかわらず、将来的には管路の更新投資の増大や、経営コストの上昇により料金負担が上がっていく傾向であります。今後は、いかに安全に管路の延命化を図り、更新に係る企業債を発行を平準化していくか。忠岡町下水道課とともに、我々町議会も懸命に考え、努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございます。質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ございませんので、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

次回の会議は、明日3月7日(金)午前10時より開きます。

本日は大変にご苦労さまでございました

（「午後3時09分」散会）